

大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の 保護等に関する基本計画（2022－2026）

令和4年3月

大阪府

目 次

1. 計画の策定にあたって	
1. 策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
2. DV をめぐる現状と課題	
1. 府における DV に関する状況	3
2. DV に関する府民意識の状況	11
3. 計画の基本的な考え方	
1. 計画の目標	21
2. 計画の推進体制と役割分担	21
3. 基本方針	22
4. 計画の体系	23
4. 施策の基本方針と具体的取組	
基本方針1. DV を許さない府民意識の醸成	24
基本方針2. 安心して相談できる体制の充実	26
基本方針3. 緊急かつ安全な保護の実施	30
基本方針4. 自立への支援の充実	32
基本方針5. 子どもの安全・安心の確保と支援体制の充実	35
基本方針6. 関係機関、団体等との連携の促進等	38
5. 数値目標	41
参考資料	42

※計画本文中、^(*)の付いた用語については、参考資料(P43 から P46)に解説を掲載しています。

Ⅰ. 計画の策定にあたって

Ⅰ. 策定の趣旨

配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

DV は家庭内や交際関係の中で行われることが多いため、外部からその発見が困難であり、潜在化しやすく、しかも加害者に暴力認識が希薄という傾向があります。このため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、被害者は多くの場合女性であり、その背景には性別による固定的な役割分担意識^(*)や経済力の格差等、社会的・構造的な問題があると言われており、DV は男女共同参画社会の実現の妨げの一因となっています。

大阪府では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV 防止法」という。）に基づき、平成 17 年 11 月、「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定して以降、3 回の改定を重ね、関係行政機関、民間団体等と連携を図りながら、DV の防止及び被害者の保護等に向けた取組を進めてきました。

この間、DV と児童虐待が重複する事案が相次いで発生し、大きな社会問題化したことを受け、令和元年に、DV 対応と児童虐待対応の連携強化に向け、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されるなど、DV 防止法が一部改正されました。また、新型コロナウイルス感染拡大による在宅時間の増加や休業等による生活不安・ストレスから、DV の増加・深刻化が懸念されるなど、多くの課題が顕在化しています。

このような国の動き及び社会経済情勢の変化や、これまでの計画の進捗状況を踏まえ、大阪府では、大阪府男女共同参画審議会の答申（令和 3 年 12 月）に基づき、新たに「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022－2026）」を策定することとしました。

なお、本計画は、平成 27 年 9 月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）」の観点も踏まえ、推進していきます。

<DV の定義>

DV 防止法に規定する「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。男性、女性の別を問いません。また、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。また、生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活を営んでいない者を除きます。）からの暴力について、この法律を準用することとされています。また、生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

加えて、昨今、若年者を中心に交際相手からの暴力も深刻な状況であることから、この計画では、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力（本計画では「デートDV」といいます。）に関する取組等も対象として含みます。

なお、DV には、「殴る」「蹴る」といった身体的暴力のみならず、「人格を否定するような暴言を吐く」「何を言っても無視する」などの精神的暴力や、「交友関係を細かく監視する」などの社会的暴力、「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「性行為を強要する」「避妊に協力しない」などの性的暴力も含まれます。

1. 計画の策定にあたって

2. 計画の位置づけ

この計画は、DV 防止法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき、国が定める基本方針に即して、大阪府が策定する DV の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本的な計画です。

また、大阪府男女共同参画推進条例第 8 条第 1 項の規定に基づく「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」の施策の基本方針「4 多様な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備」の「(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶」に関わる施策の具体的な方向性を示すものです。

3. 計画の期間

この計画の期間は、令和 4（2022）年度から概ね令和 8（2026）年度までの 5 年間です。

2. DV をめぐる現状と課題

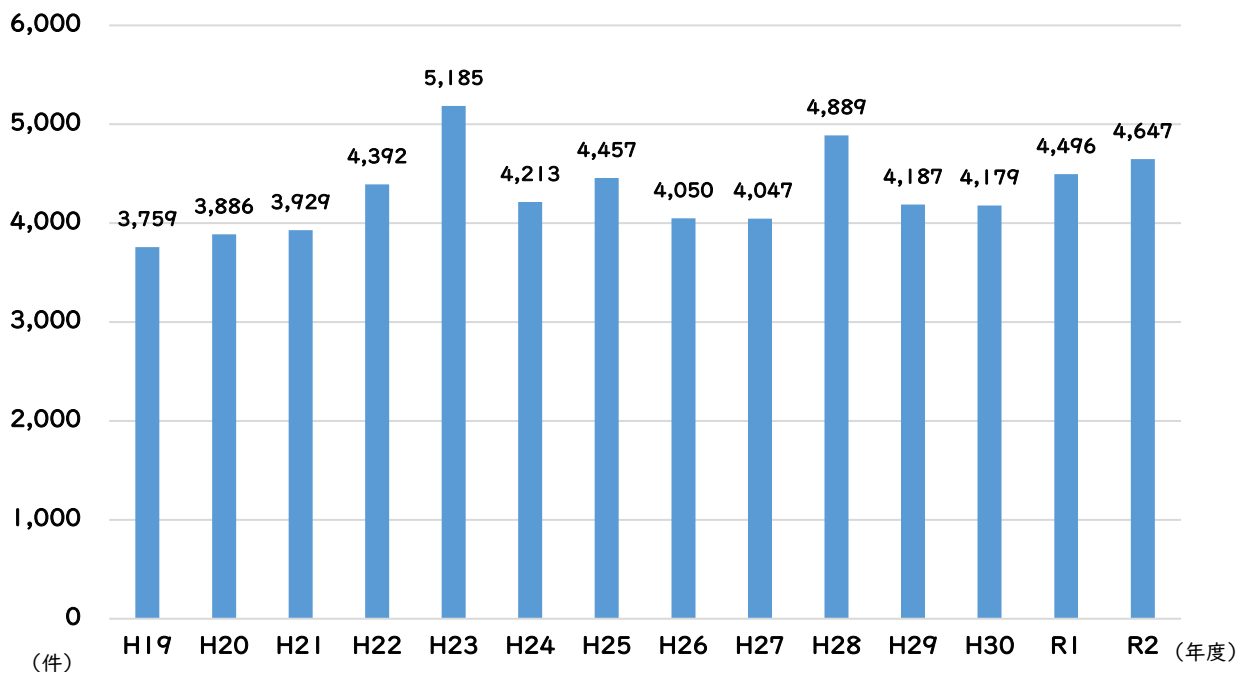
1. 府における DV に関する状況

(1) DV の状況

①府配偶者暴力相談支援センターの相談状況

府では、DV 防止法に基づき、女性相談センター^(*)及び府内の 6 か所の子ども家庭センター^(*)に府配偶者暴力相談支援センター^(*)を設置し、相談などの被害者支援を行っています。府配偶者暴力相談支援センターで受けた DV 相談対応件数は、平成 23 年度に 5,000 件を超え、以降 4,000 件台で推移しています。

図表1 府配偶者暴力相談支援センターで受けた DV 相談対応件数(本人からの相談件数)



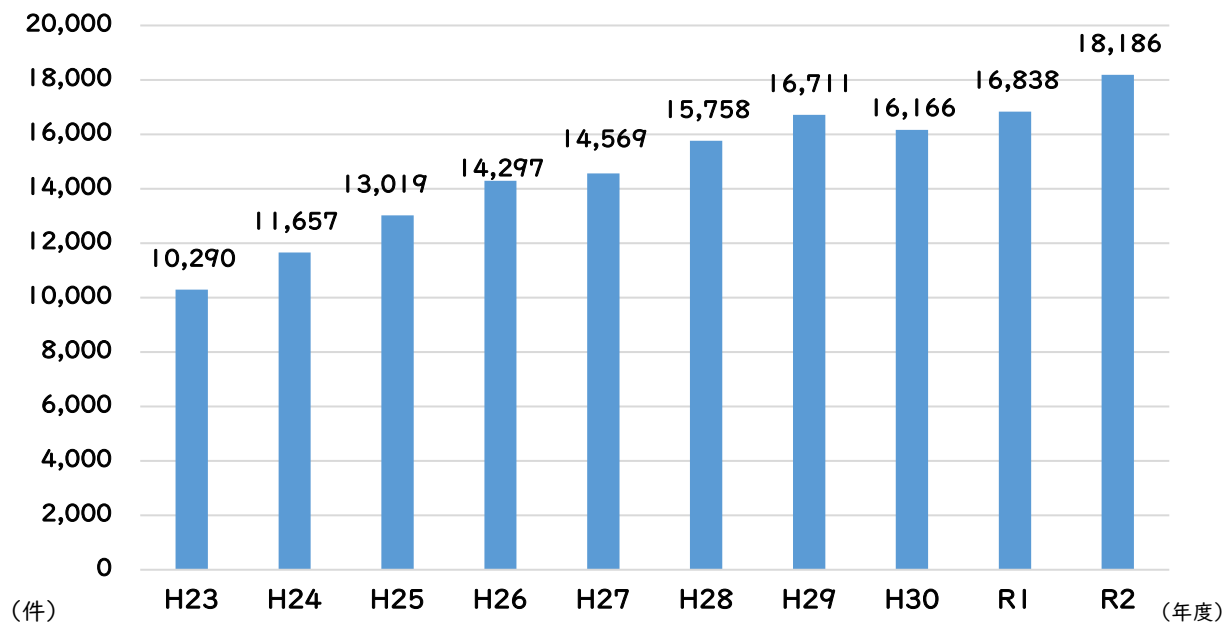
資料出所:内閣府配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査

2. DV をめぐる現状と課題

②市町村の相談状況

府内市町村の配偶者暴力相談支援センター、女性相談窓口等に対応したDV相談対応件数は、平成23年度は10,290件でしたが、令和2年度は18,186件と増加傾向で推移しています。

図表2 市町村におけるDV相談対応件数

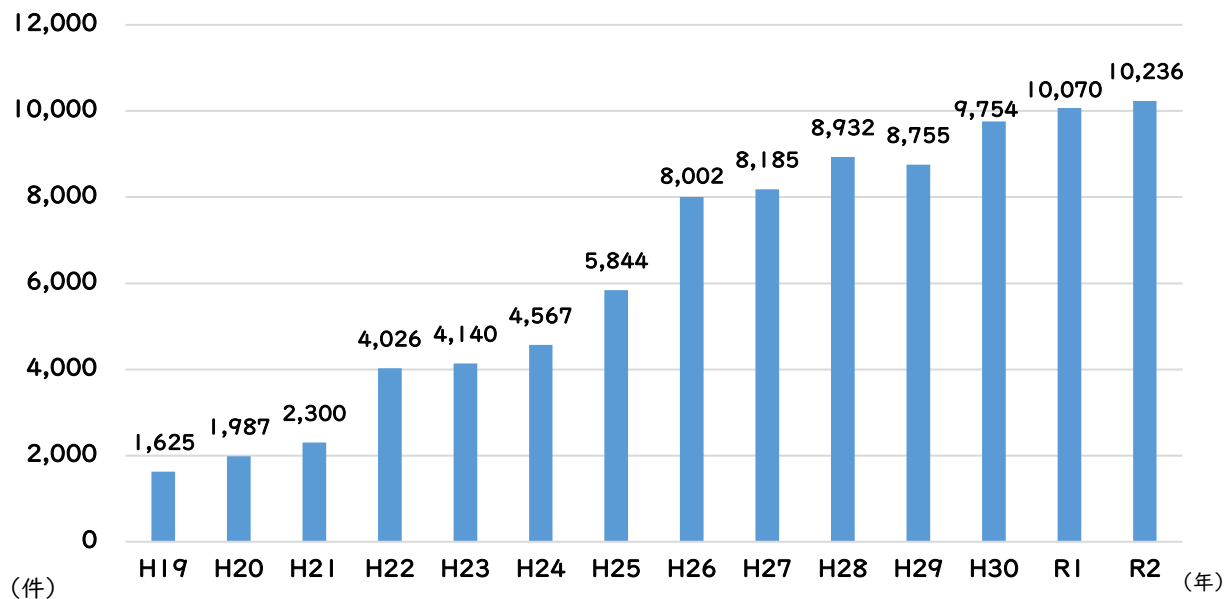


資料出所：大阪府福祉部子ども室調べ

③警察の相談状況

警察が受理したDV相談件数は平成19年以降、ほぼ毎年増加しており、令和2年は平成19年の約6.3倍の10,236件となっています。

図表3 警察で受理したDV相談件数



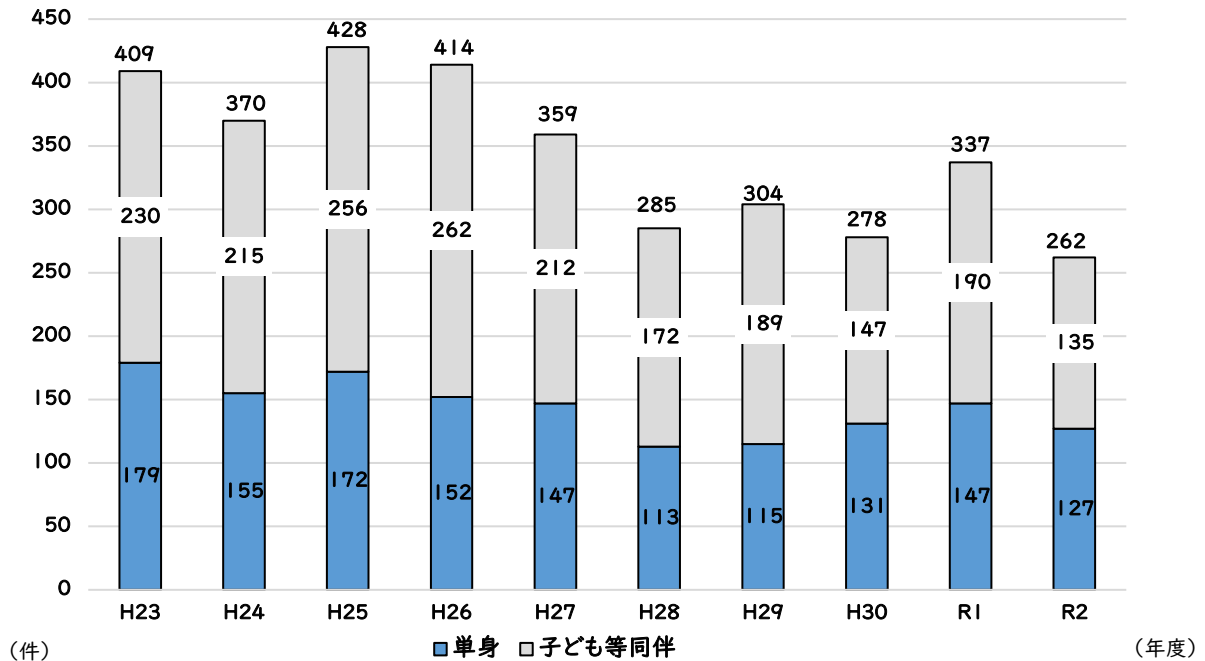
(注) 府警察の集計は1月～12月の年次集計

資料出所：大阪府警察本部調べ

(2) 一時保護の状況

一時保護^(*)の件数は、減少傾向で推移しており、平成 27 年度以降、200 件台から 300 件台で推移しています。また子ども等を同伴している被害者は全体の半数を超えています。

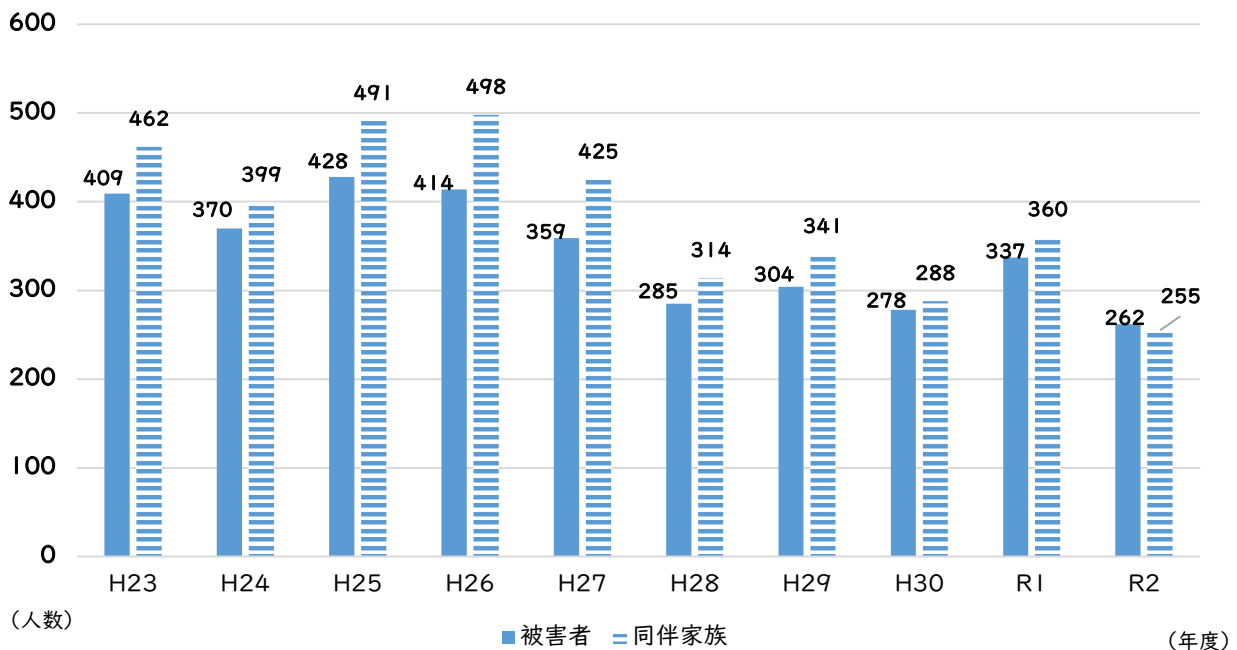
図表4 府内における DV を原因とする一時保護件数



資料出所：大阪府女性相談センター調べ

被害者と同伴家族数の推移をみると、令和2年度以外、子ども等の同伴家族数が被害者数を上回っています。

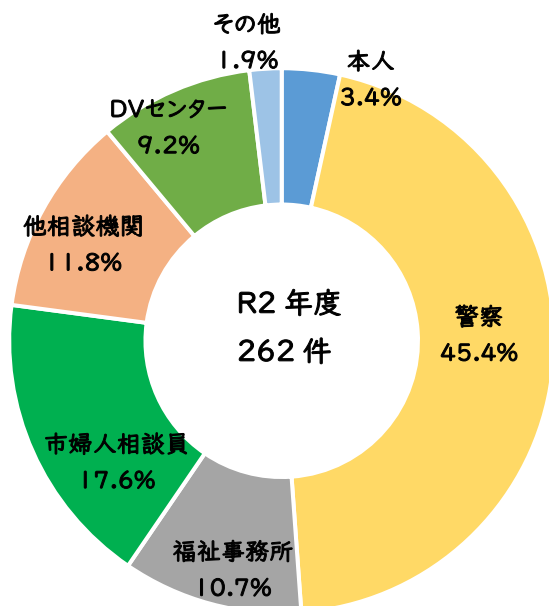
図表5 被害者と同伴家族数の推移



資料出所：大阪府女性相談センター調べ

2. DV をめぐる現状と課題

図表6 経路別状況

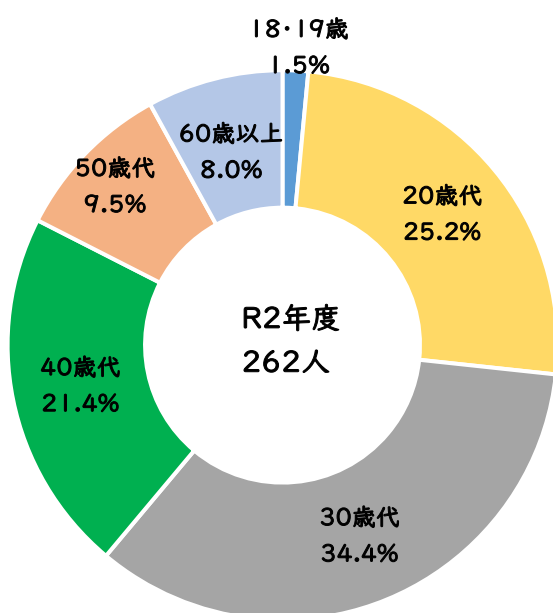


資料出所:大阪府女性相談センター調べ

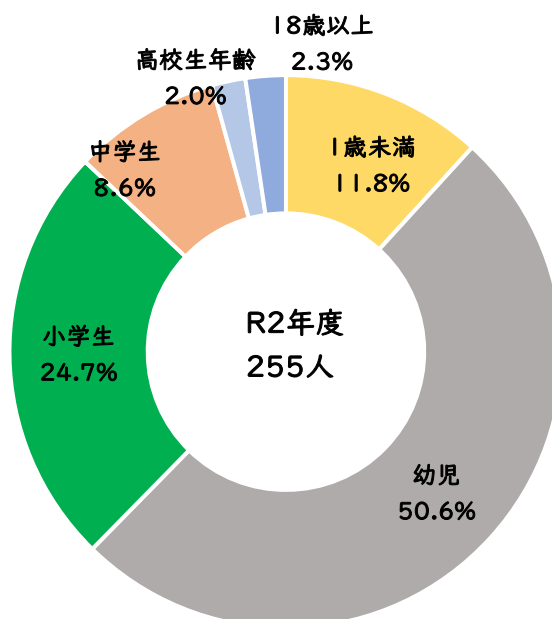
令和2年度に実施した一時保護の経路別状況では、警察経由が全体の4割超となっており、また福祉事務所、市婦人相談員^(*)、DVセンターといった市町村の窓口を経由した件数の合計が全体の5割近くに上ります。

一時保護された被害者の年齢別状況では、20歳代から40歳代までが全体の約8割を占めていますが、60歳代以上の被害者も8.0%となっています。同伴者の年齢別状況では、1歳未満から小学生までが9割近くを占めており、一時保護期間中における子どもへの保育、学習支援や心理的ケア、また、DVが親子関係にどのような影響を与えているかのアセスメントや、子育てへの支援が求められています。

図表7 被害者の年齢別状況



図表8 同伴者の年齢別状況



資料出所:大阪府女性相談センター調べ

2. DV をめぐる現状と課題

一時保護件数のうち、外国籍の件数は、平成 28 年度以降、2%台から 7%台で推移しています。また、障がい者手帳保持者の件数は 10%台から 20%台で推移しており、自立に向けた支援にあたっては、一人ひとりの置かれた状況に配慮した対応が求められます。

図表9 外国人の状況(本人の申出に基づく)

単位:人

	韓国	中国	フィリピン	タイ	その他	計	全体に占める割合
平成 28 年度	3	3	5	0	2	13	4.6%
平成 29 年度	3	1	0	0	3	7	2.3%
平成 30 年度	1	6	4	1	4	16	5.8%
令和元年度	4	7	5	2	7	25	7.4%
令和2年度	0	3	1	0	5	9	3.4%

資料出所:大阪府女性相談センター調べ

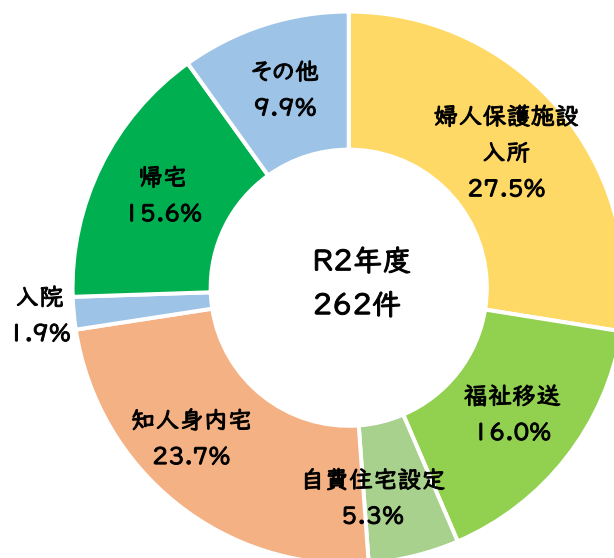
図表10 障がい者手帳保持の状況(本人の申出に基づく)

単位:人

	精神障がい	身体障がい	知的障がい	計	全体に占める割合
平成 28 年度	42	5	3	50	17.5%
平成 29 年度	50	6	13	69	22.7%
平成 30 年度	33	5	6	44	15.8%
令和元年度	37	5	12	54	16.0%
令和2年度	41	8	10	59	22.5%

資料出所:大阪府女性相談センター調べ

図表11 退所状況



資料出所:大阪府女性相談センター調べ

一時保護後の退所先としては、婦人保護施設^(*)や福祉移送(母子生活支援施設^(*)等施設入所や生活保護による住宅設定)で、引き続き自立に向けた支援を受けているケースが4割を超えています。次いで、知人身内宅(23.7%)、帰宅(15.6%)と続いています。

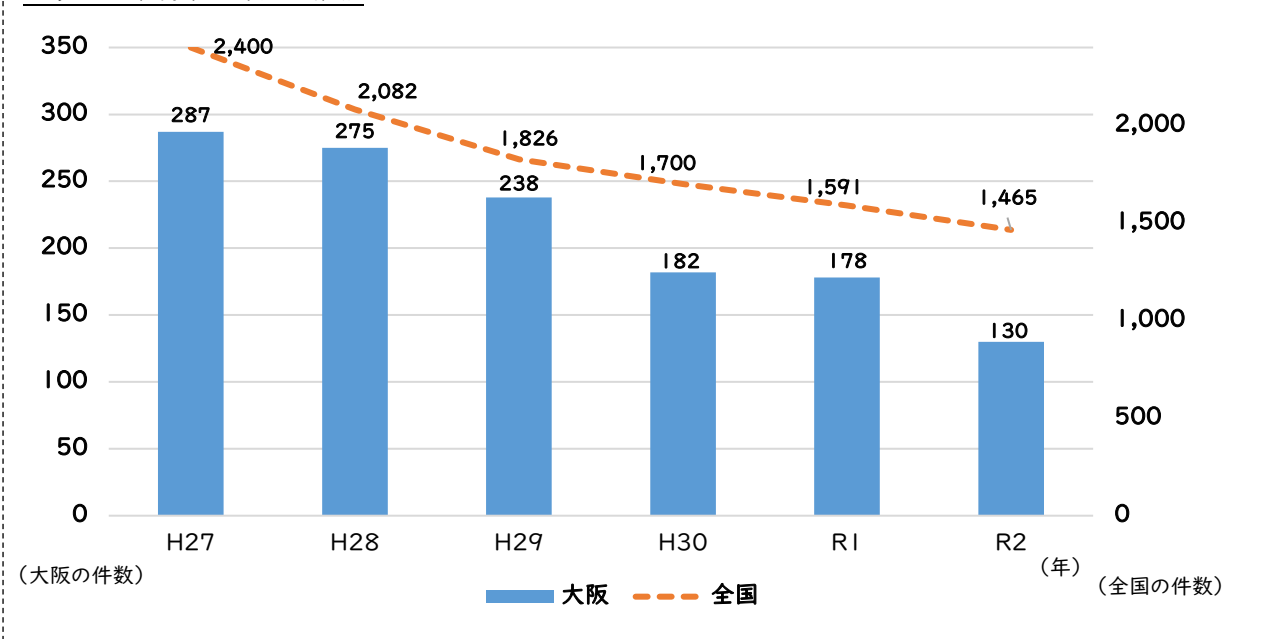
2. DV をめぐる現状と課題

(3) 大阪地方裁判所管内における保護命令の状況

保護命令^(*)発令件数は、全国同様、減少傾向で推移しています。国のワーキングにおいては、現行の保護命令制度では、大きく接近禁止命令と退去命令の 2 種類しか選択肢がないことにより、活用しにくくなっているのではないかといった指摘がなされています^(注)。なお、令和 2 年の大阪地方裁判所管内における保護命令発令件数は、130 件と全国で最多となっています。

(注) 配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ資料より

図表12 保護命令件数の推移



資料出所：最高裁判所調べ

【参考】保護命令発令件数の状況（令和2年）

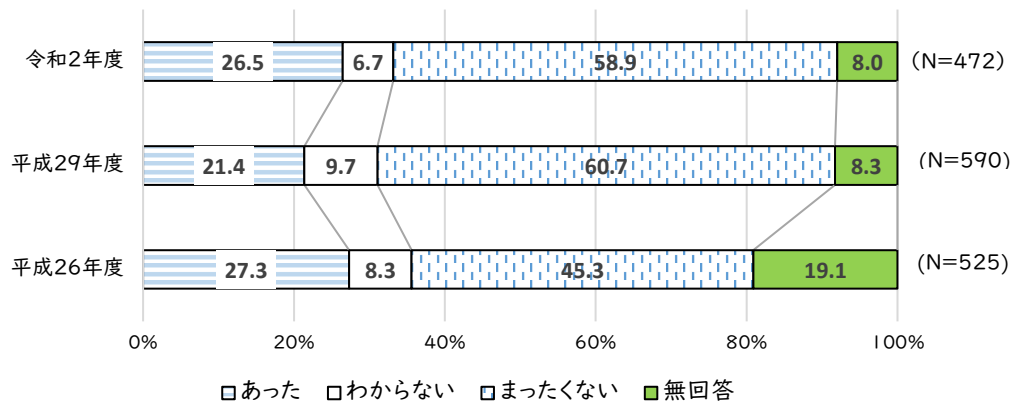
1. 大阪府	130 件	2. 兵庫県	108 件	3. 宮城県	60 件
--------	-------	--------	-------	--------	------

資料出所：最高裁判所調べ

(4) 子どもへの被害の状況

内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査（以下「内閣府調査」という。）」によると、子どもがいる DV 被害者のうち子どもへの被害があったと回答した割合は、同設問を追加した平成 26 年度以降、20%台で推移しています。

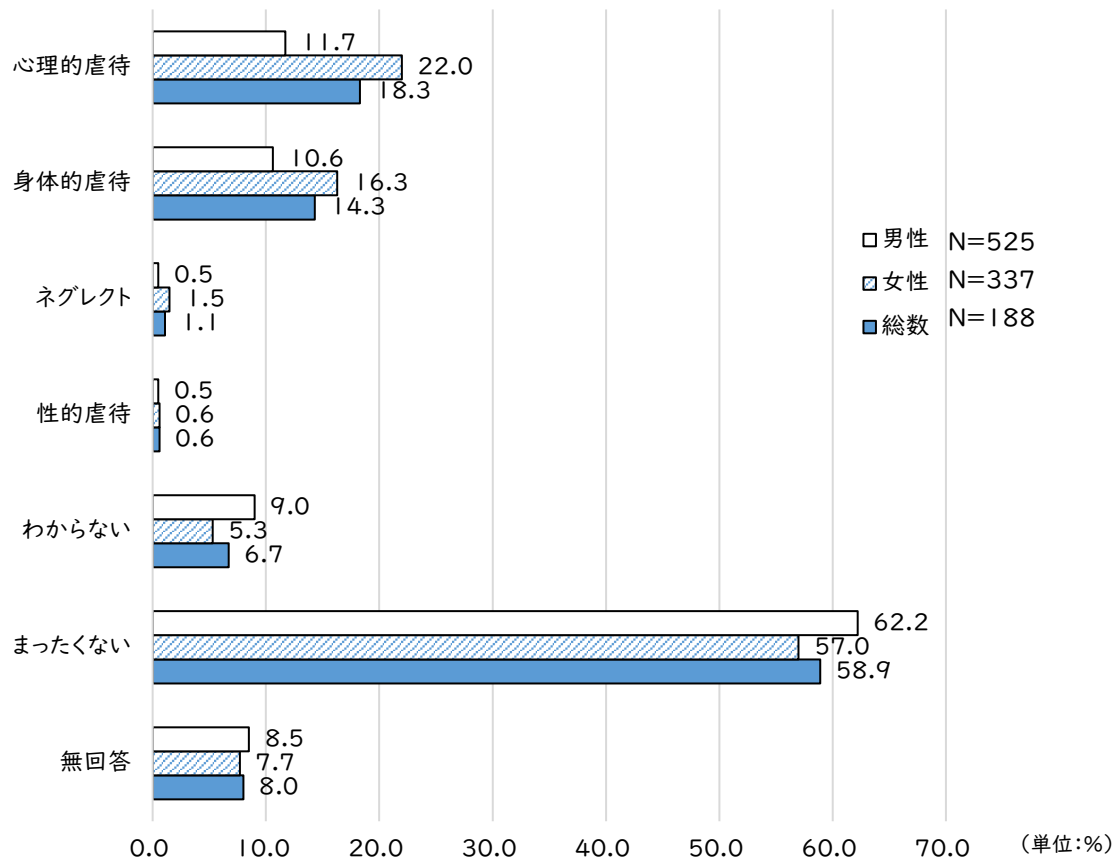
図表 13 【参考】子どもの被害経験の有無(全国)



資料出所：内閣府「男女間の暴力に関する調査」

子どもの被害経験の内容を見ると、心理的虐待が最も多く、次いで身体的虐待となっています。

図表 13-1【参考】子どもの被害経験の内容(全国)

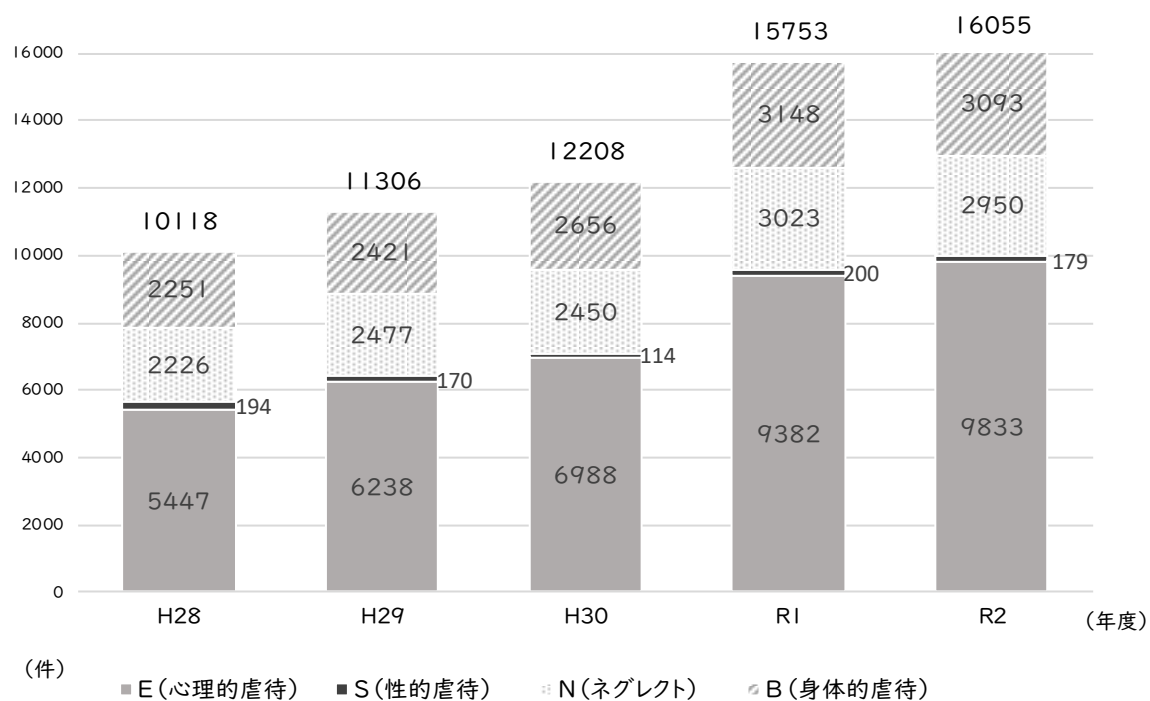


資料出所：内閣府「男女間の暴力に関する調査」（令和2年度）

2. DV をめぐる現状と課題

児童虐待の対応件数は増加し続けており、中でも面前 DV を含む心理的虐待は、令和2年度は現行の基本計画策定時である平成 29 年度の約 1.5 倍以上となっています。

図表 13-2 児童虐待の対応件数の推移

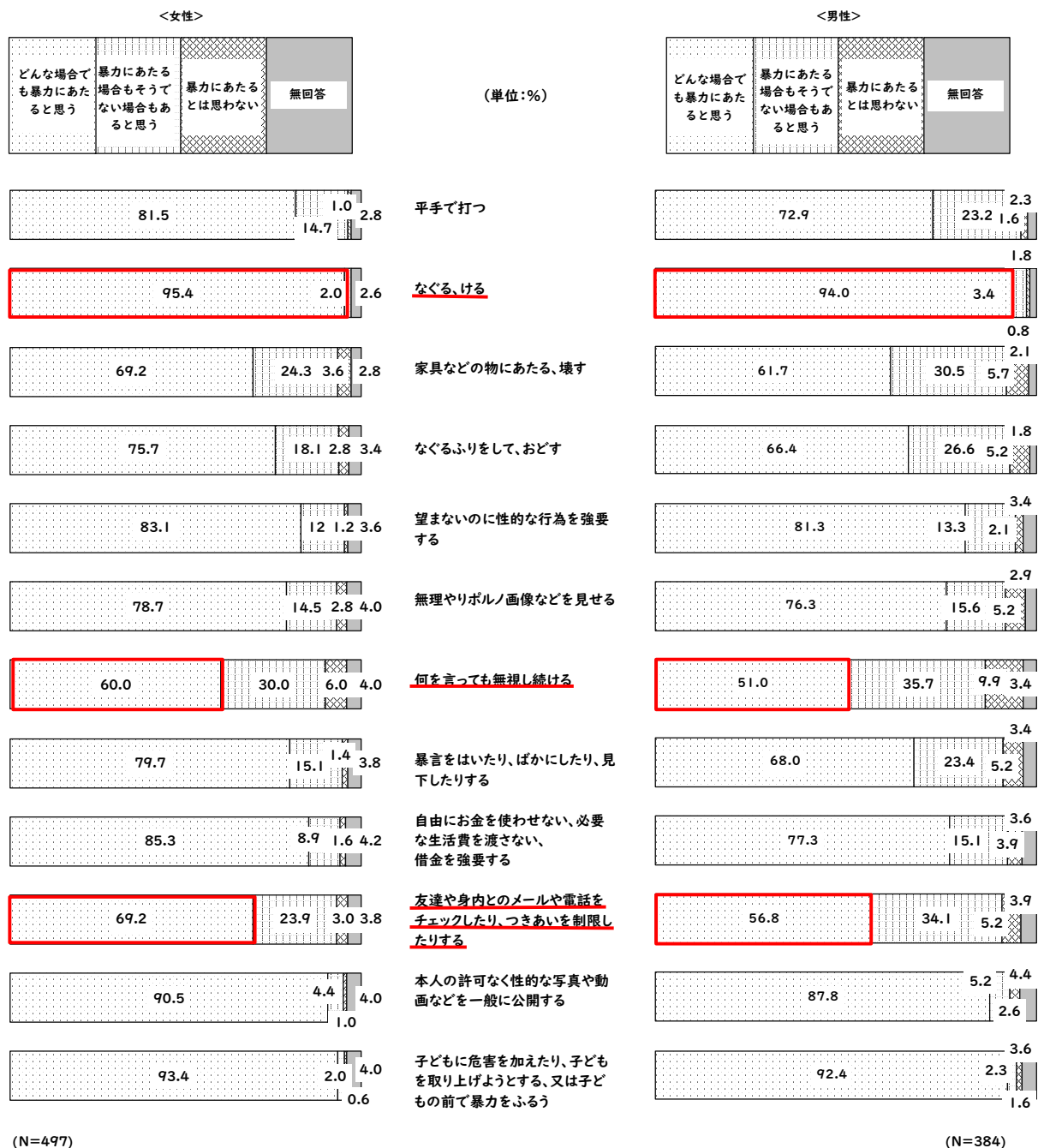


資料出所：大阪府子ども家庭センターにおける相談対応件数

2. DVに関する府民意識の状況

大阪府が令和元年に実施した「男女共同参画社会に関する府民意識調査」（以下「府民意識調査」という。）によると、暴力認識は、前回調査（平成26年度）よりも、高まっているものの（図表14-1）、配偶者・パートナー間での身体的暴力（なぐる、ける）を、どんな場合でも暴力として認識する割合は女性95.4%、男性94.0%に上る一方で、精神的暴力（何を言っても無視し続ける）を暴力として認識する割合は女性60.0%、男性51.0%、社会的暴力（友達や身内とのメールや電話をチェックしたり、つきあいを制限したりする）を暴力として認識する割合は、女性69.2%、男性56.8%にとどまっています。また、全ての項目で、女性の方が、暴力と認知する割合は高く、男女間での認知度に乖離がある状況です。

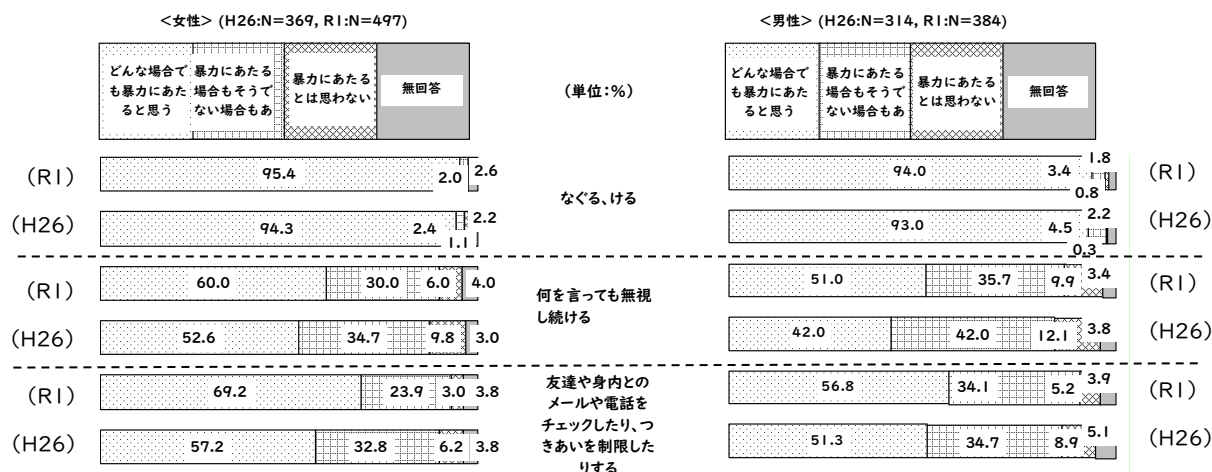
図表14 暴力認識



資料出所：大阪府「男女共同参画社会に関する府民意識調査」（令和元年度）

2. DV をめぐる現状と課題

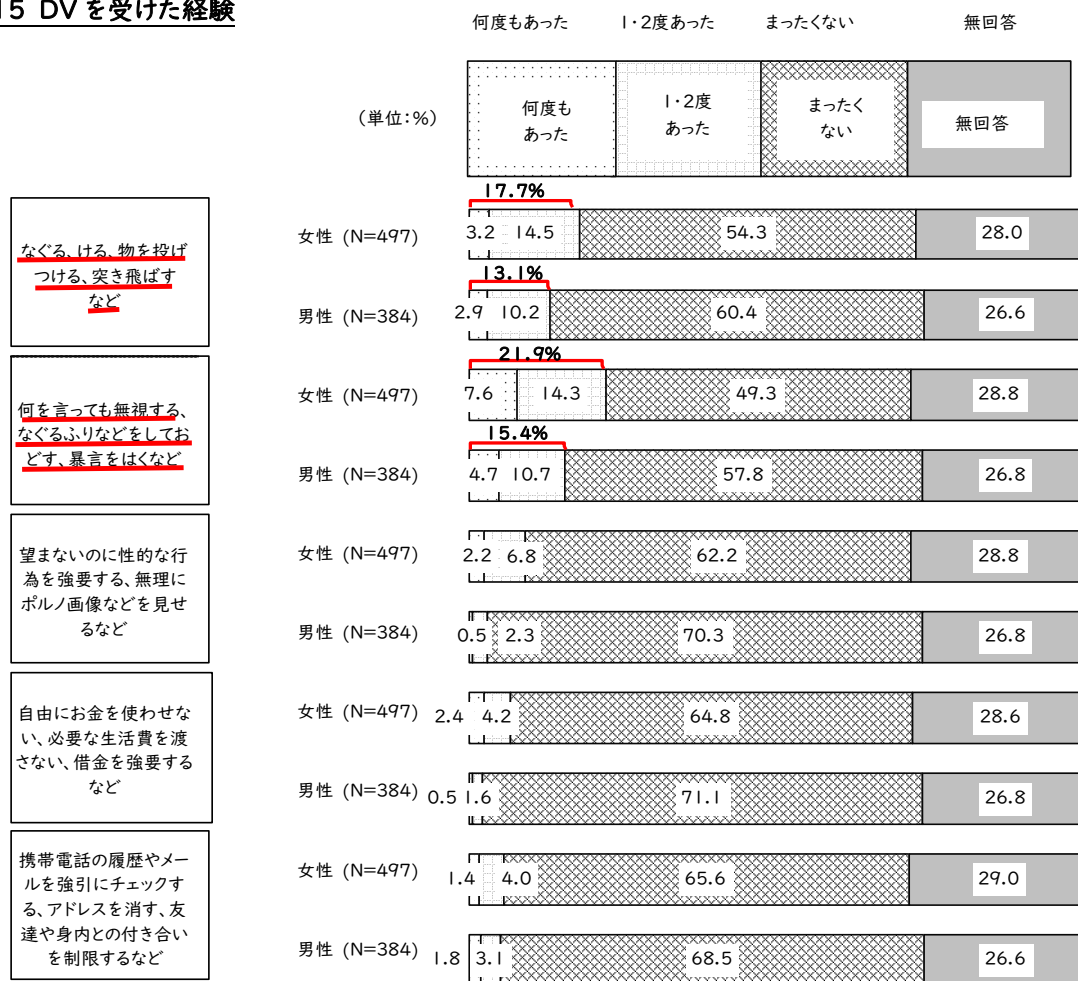
図表 14-1 暴力認識(過去調査との比較)



資料出所:大阪府「男女共同参画社会に関する府民意識調査」(令和元年度)

配偶者等から、なぐる、ける等の身体的暴力を受けたことがある人の割合は、女性 17.7%、男性 13.1%、無視する、なぐるふりなどでおどす等の精神的暴力を受けたことがある人の割合は女性 21.9%、男性 15.4%に上りました。

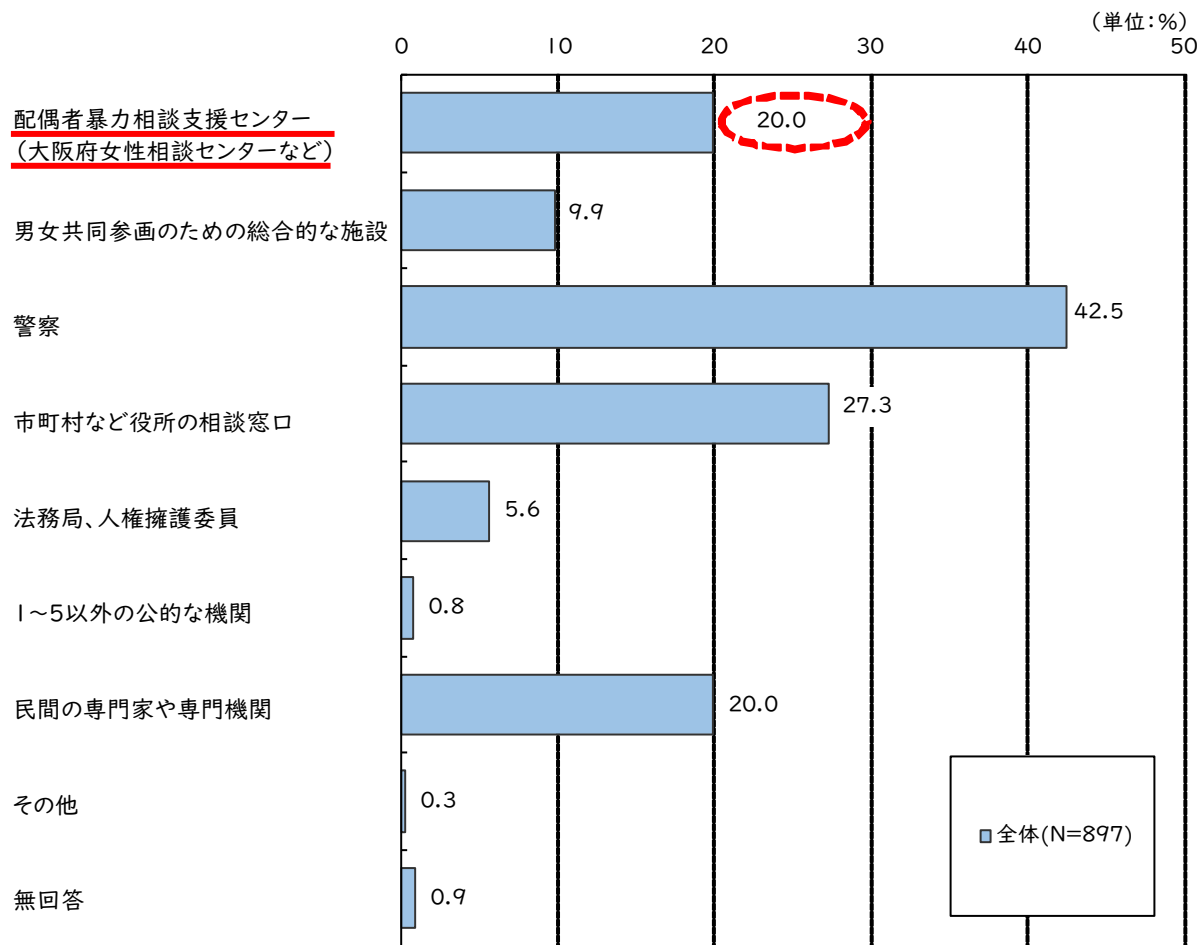
図表 15 DVを受けた経験



資料出所:大阪府「男女共同参画社会に関する府民意識調査」(令和元年度)

DVに関する相談窓口の認知度は、警察が42.5%と最も高く、配偶者暴力相談支援センターの認知度は20.0%にとどまっています。

図表16 相談窓口の認知度

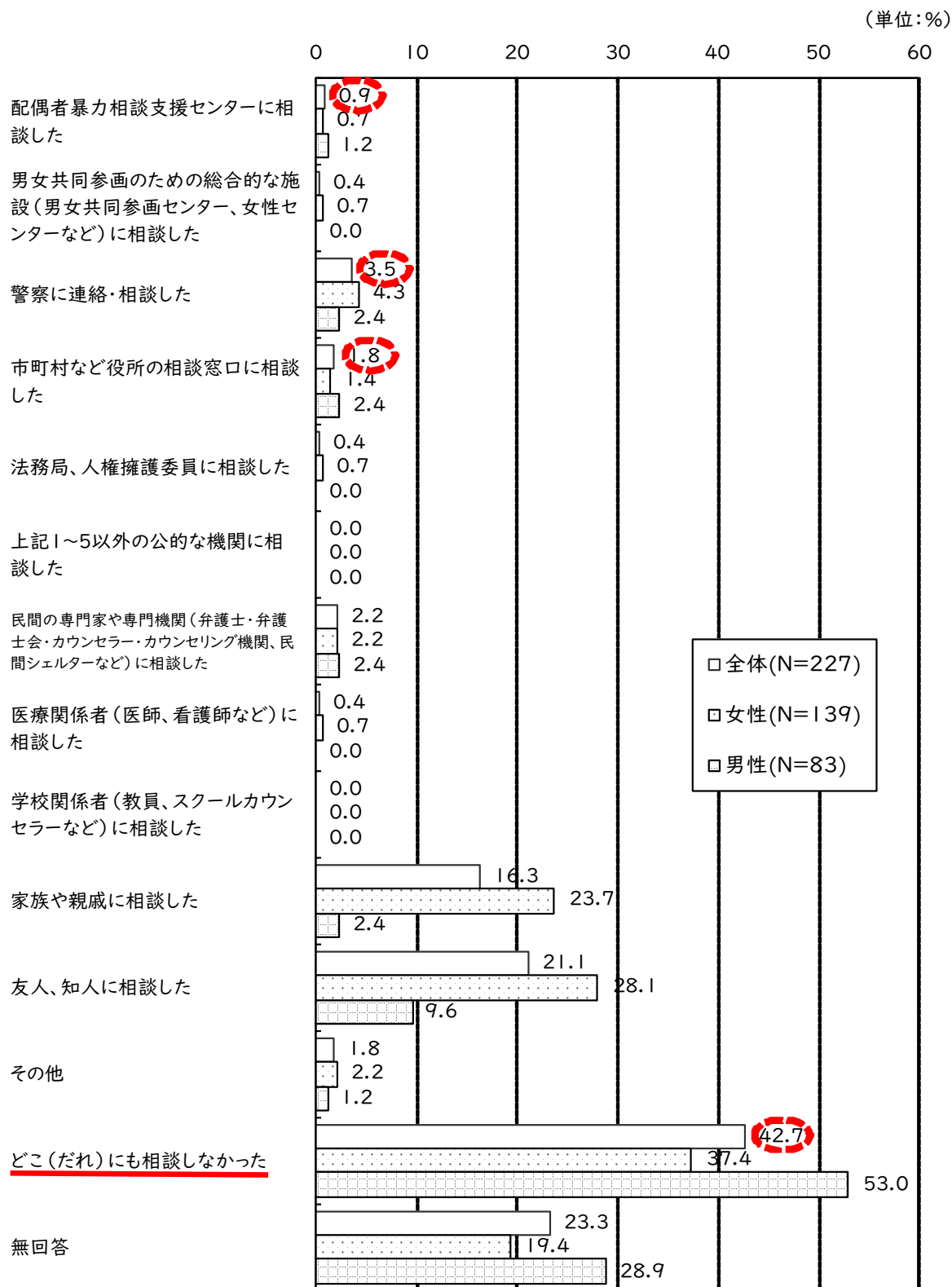


資料出所:大阪府「男女共同参画社会に関する府民意識調査」(令和元年度)

2. DV をめぐる現状と課題

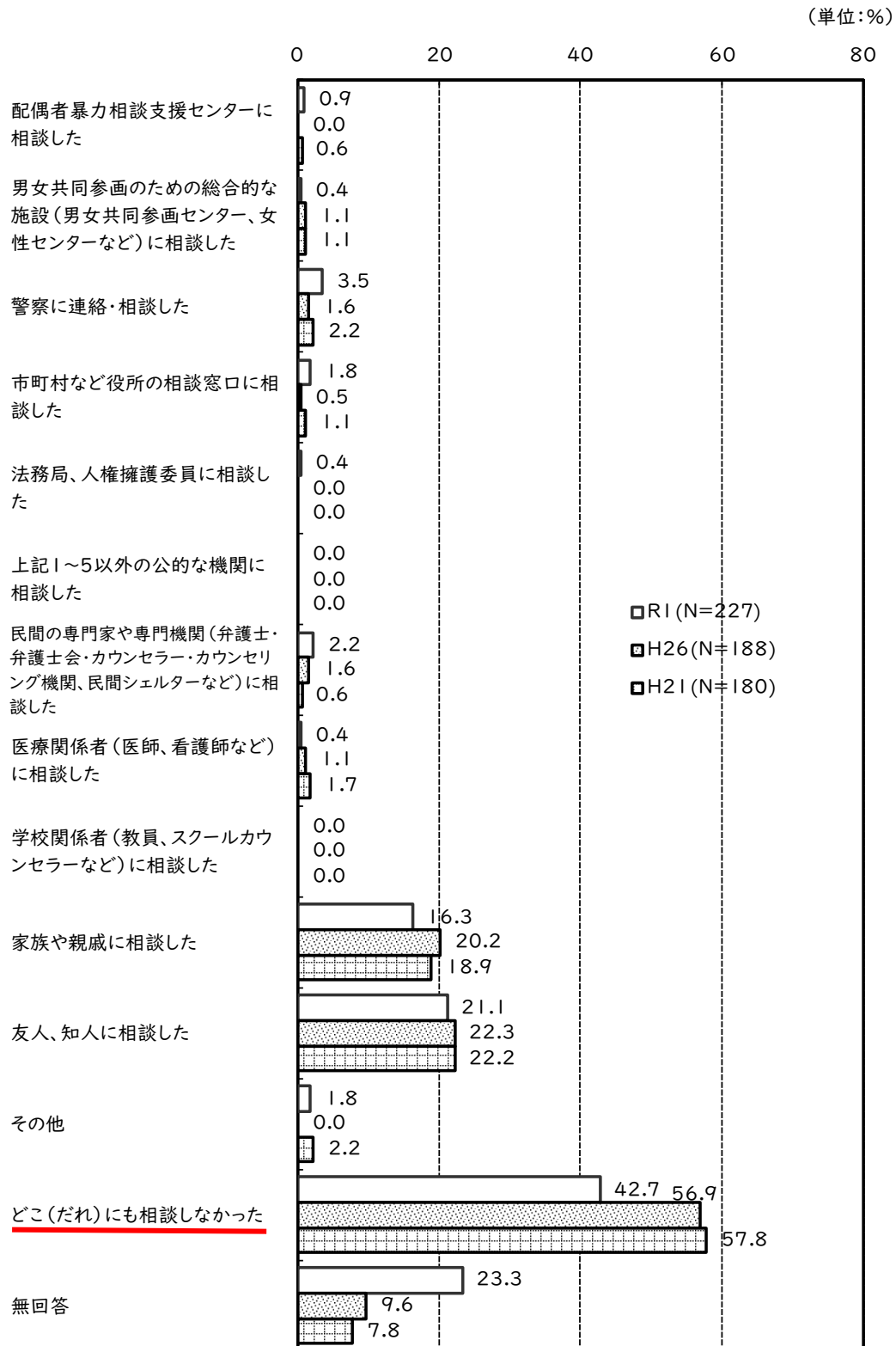
DV被害を「どこ(だれ)にも相談しなかった」人の割合は、過去調査と比較して減少傾向にあるものの(図表17-1)、42.7%と、依然として4割を超えています。また、配偶者暴力相談支援センター(0.9%)、警察(3.5%)、市町村等の相談窓口(1.8%)等の公的機関への相談割合は極めて低い状況です。

図表17 被害の相談先



資料出所:大阪府「男女共同参画社会に関する府民意識調査」(令和元年度)

図表17-1 被害の相談先(過去調査との比較)

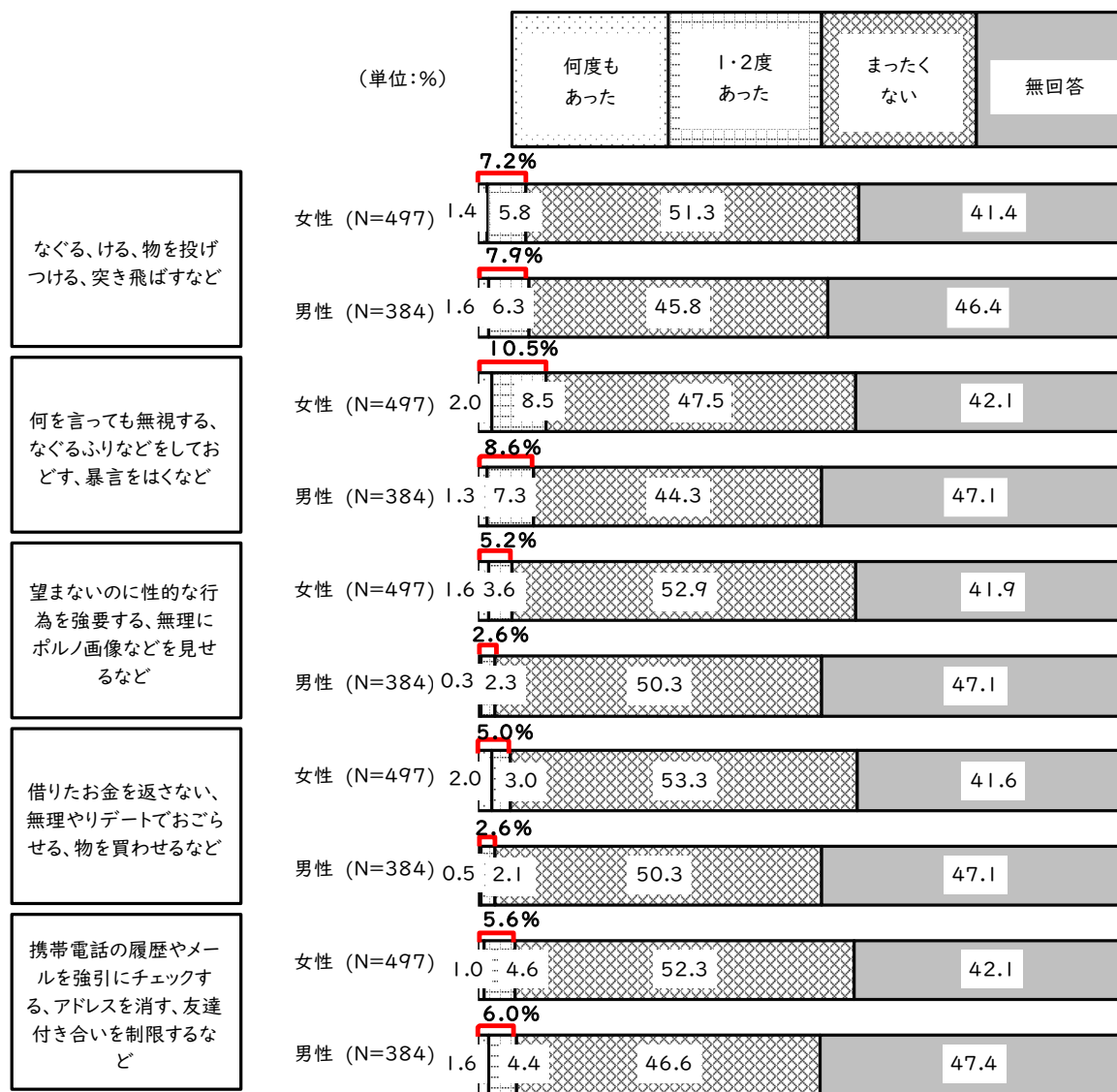


資料出所:大阪府「男女共同参画社会に関する府民意識調査」(令和元年度)

2. DV をめぐる現状と課題

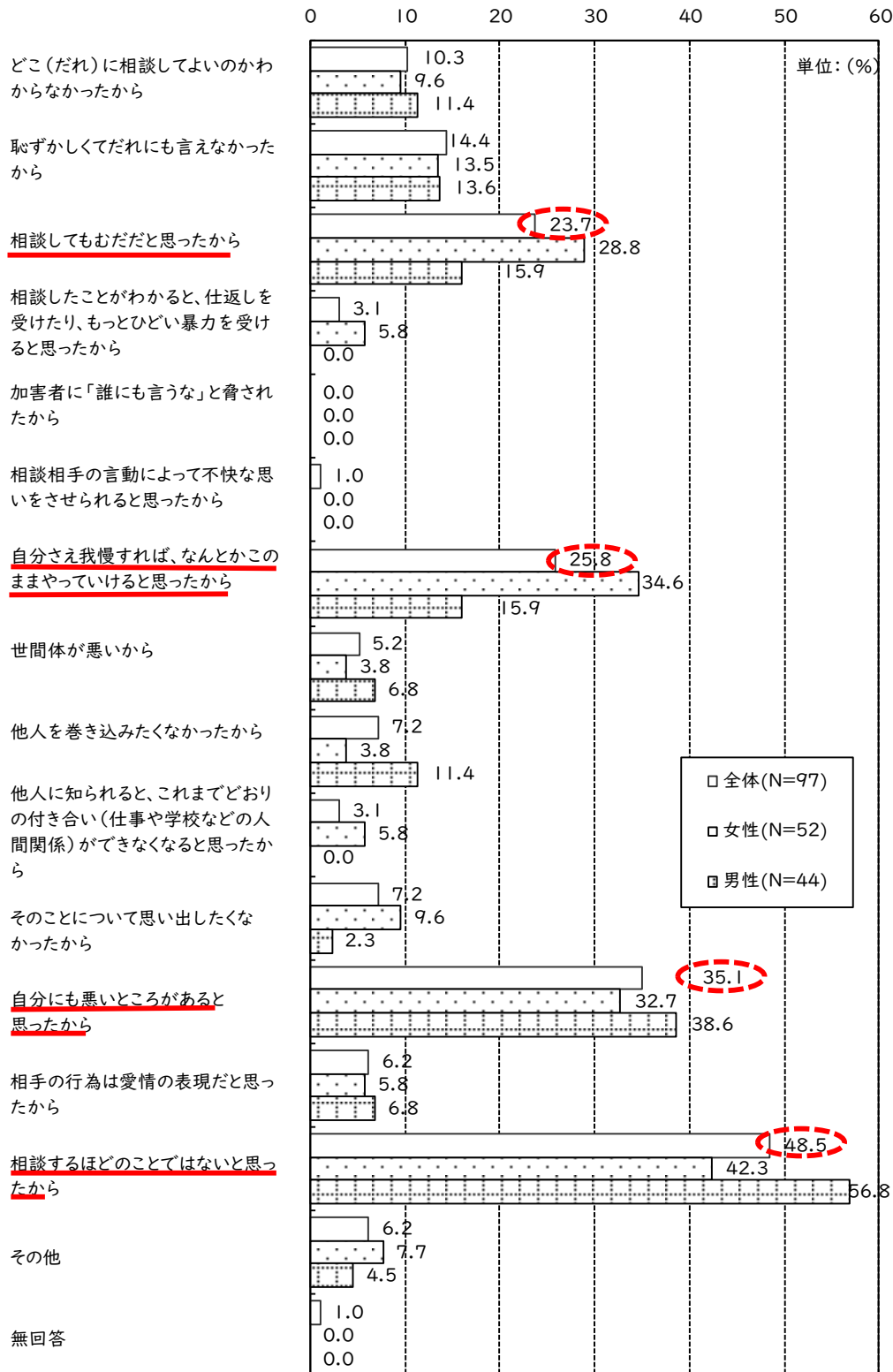
交際相手から、なぐる、ける等の身体的暴力を受けたことがある人の割合は、女性7.2%、男性7.9%、無視する、なぐるふりなどでおどす等の精神的暴力を受けたことがある人の割合は女性10.5%、男性8.6%、望まないのに性的な行為を強要する等の性的暴力を受けたことがある人の割合は、女性5.2%、男性2.6%、携帯の履歴をチェックする、友達付き合いを制限する等の社会的暴力を受けたことがある人の割合は、女性5.6%、男性6.0%に上りました。

図表18 交際相手からの暴力(デートDV)を受けた経験



DV被害を相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思ったから」が48.5%、「自分にも悪いところがあると思ったから」が35.1%、「自分さえ我慢すればこのままやっていけるといったから」が25.8%、「相談してもむだだと思ったから」が23.7%となっており、被害認識の希薄さや被害者が自分を責める傾向にあることなどが浮き彫りとなりました。

図表19 DV被害を相談しなかった理由

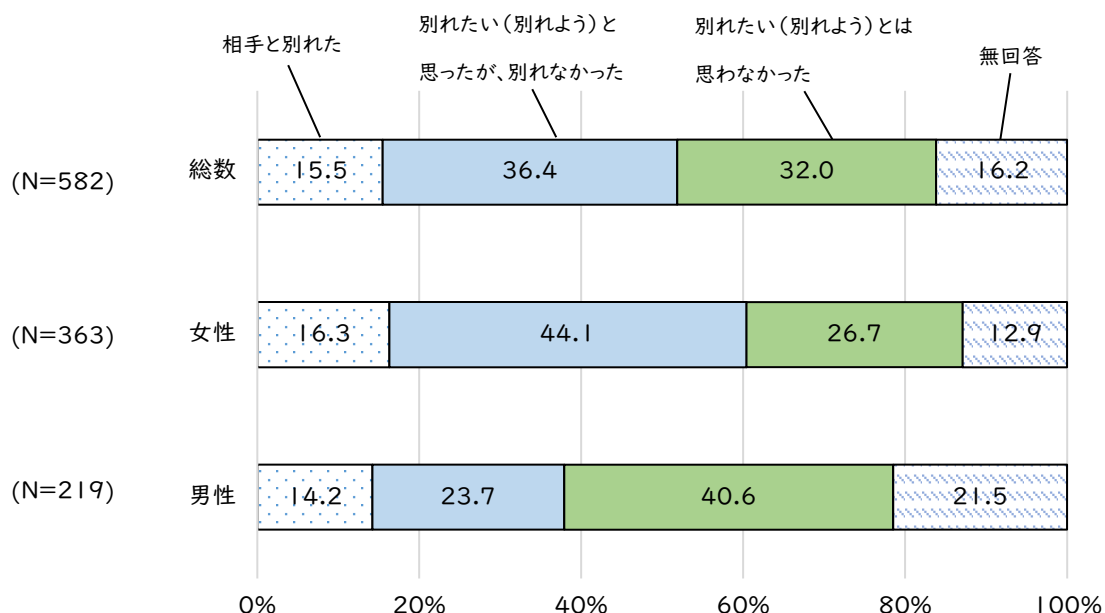


資料出所: 大阪府「男女共同参画社会に関する府民意識調査」(令和元年度)

2. DV をめぐる現状と課題

内閣府調査によると、配偶者から被害を受けた時の行動について、「相手と別れた」人は女性 16.3%、男性 14.2%にとどまり、「別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかった」と回答した割合は、女性 44.1%、男性 23.7%に上りました。

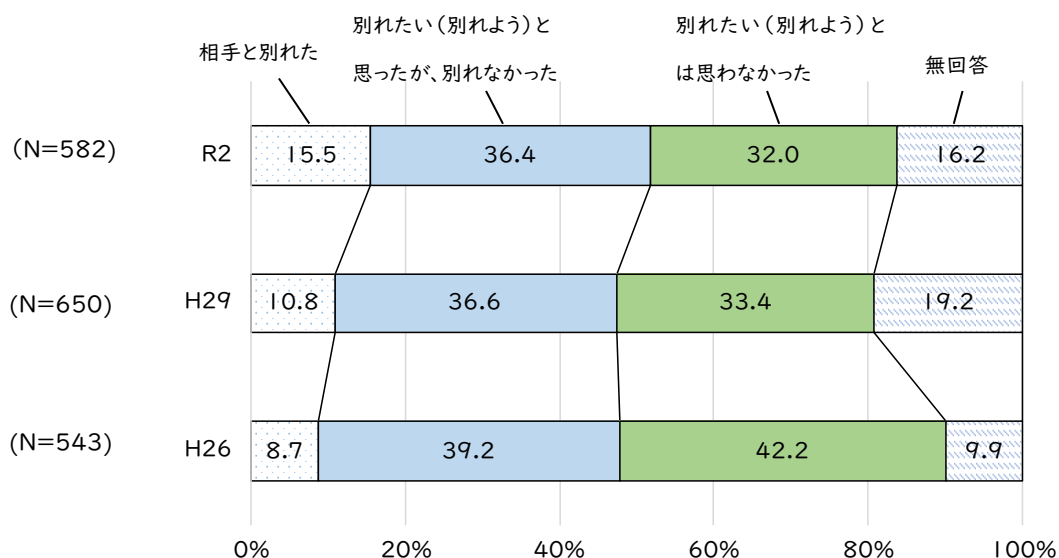
図表20【参考】 配偶者から被害を受けた時の行動（全国）



資料出所：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（令和2年度）

過去調査（平成29年度、平成26年度）との比較では、「相手と別れた」人の割合は増加傾向にあり、「別れたいと思ったが、別れなかった」及び「別れたいとは思わなかった」人の割合は減少傾向にあります。

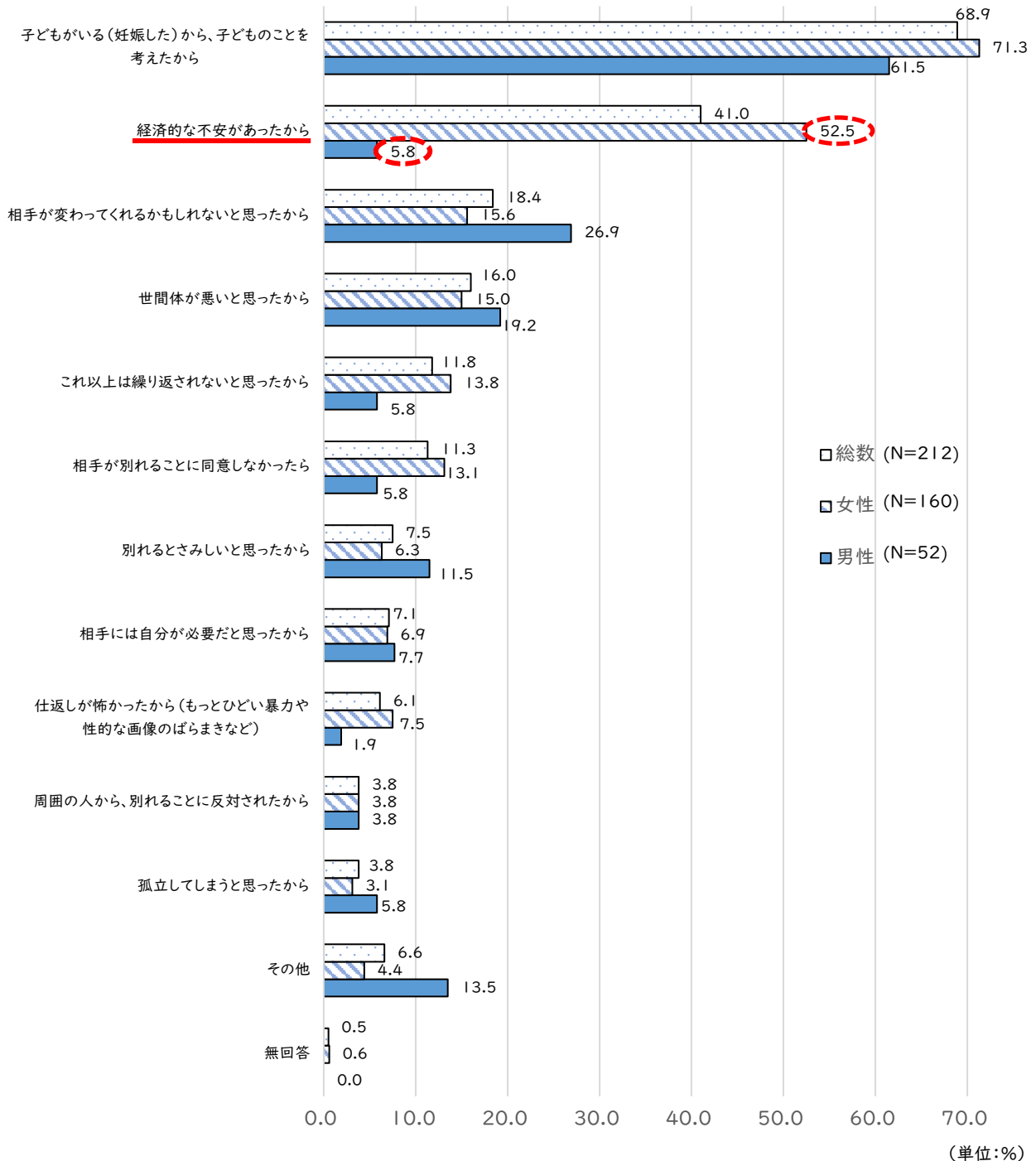
図表20-1【参考】 配偶者から被害を受けた時の行動（全国）（過去調査との比較）



資料出所：内閣府「男女間における暴力に関する調査」

配偶者と別れなかった理由として、「子どもがいる（妊娠した）から、子どものことを考えたから」が女性 71.3%、男性 61.5%と最も高く、次いで、「経済的な不安があったから」では、女性 52.5%に対して、男性 5.8%と、経済的な理由から離婚をためらう女性が少なくないことがうかがえる結果となりました。

図表21 【参考】 配偶者と別れなかった理由（全国）

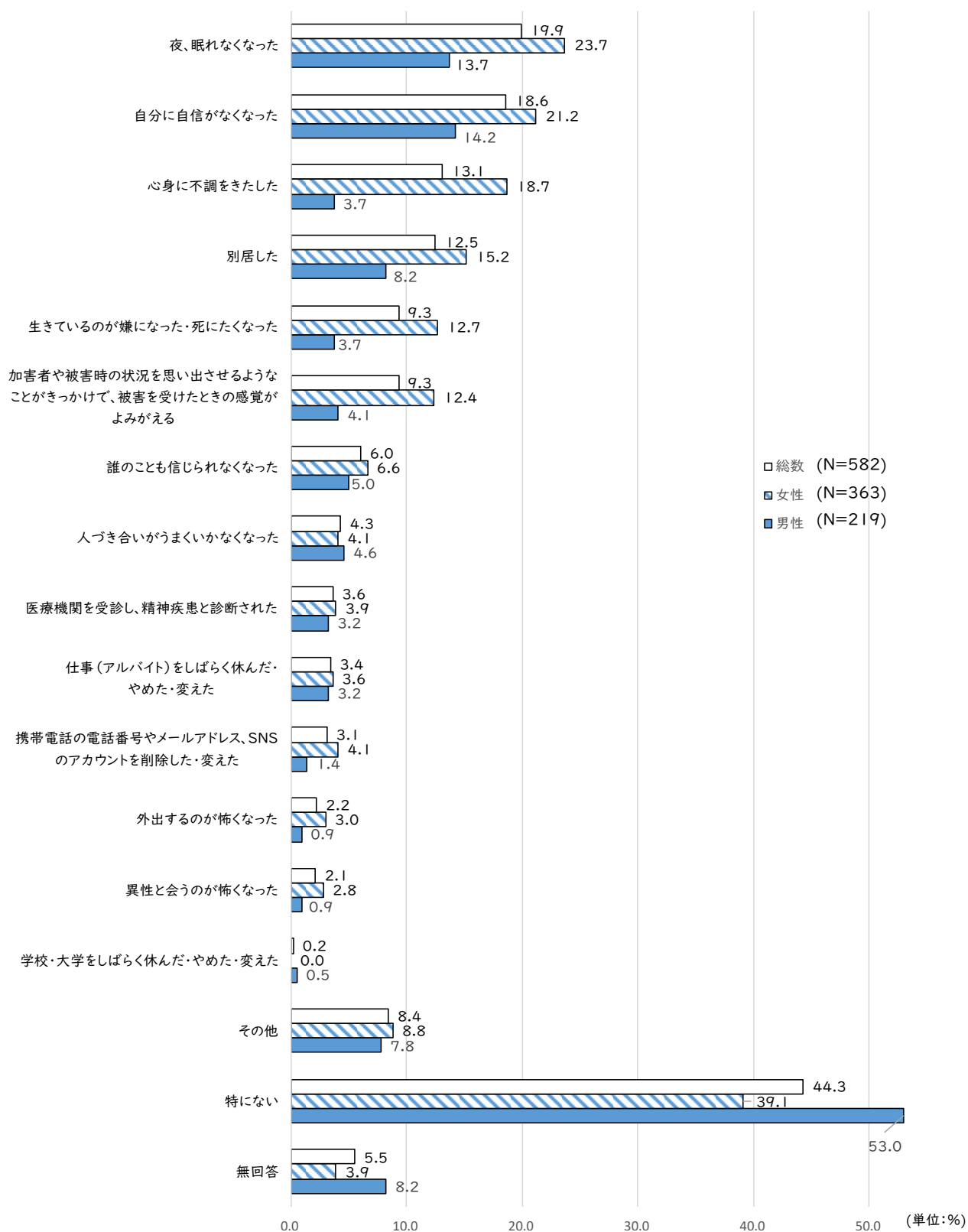


資料出所: 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和2年度)

2. DV をめぐる現状と課題

内閣府調査によると、DV 被害によって引き起こされた生活上の変化として、「夜、眠れなくなった」(19.9%)、「自分に自信がなくなった」(18.6%)、「心身に不調をきたした」(13.1%)、「生きているのが嫌になった・死にたくなった」(9.3%)という回答が上位を占めています。

図表 22 【参考】配偶者からの被害による生活上の変化(全国)



資料出所: 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和2年度)

3. 計画の基本的な考え方

1. 計画の目標

DV を防止するとともに、暴力の被害者が適切な保護や支援を受け、自立し安心して暮らすことのできる社会をめざします。

また、この計画に基づく諸施策を推進することを通じて、人権尊重に対する意識を社会に浸透させ、男女共同参画社会の実現をめざします。

2. 計画の推進体制と役割分担

(1) 推進体制

この計画を総合的に推進するために、府と市町村をはじめとする関係機関等が共通認識を持ちながら、相互に連携し、取組を進めます。また、毎年度、計画に掲げた施策の具体的取組状況を府民のみなさんに分かりやすく示します。

(2) 役割分担

国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」を踏まえ、府と市町村の役割や相互協力のあり方について、次のような認識のもと、施策を推進します。

1 府の役割

府においては、DV の防止及び被害者の保護等にかかる専門的・広域的な施策の推進を図ります。専門的知識の提供や技術的助言、必要な情報提供を行うことにより、市町村における基本計画に基づく相談・自立支援などの被害者支援の取組が円滑に進むよう支援します。

また、関係機関、民間団体とのネットワークの形成を図り、府内全体の施策推進体制の強化に努めます。府配偶者暴力相談支援センター（女性相談センター及び各子ども家庭センター）では、DV の被害者に各種の支援を行います。

女性相談センターでは一時保護を適切に実施し、相談から自立に向けた支援まで、一貫して対応するとともに、配偶者暴力相談支援センターの中核機関として、自立支援に取り組む市町村を支援します。

2 市町村の役割

市町村は、DV の防止及び被害者の保護等のための施策を、地域の実情を踏まえ、きめ細かく実施していくうえで、極めて重要な役割を有しており、基本計画に基づく取組の充実や配偶者暴力相談支援センターの設置等について積極的な取組が求められています。

このことから、市町村においては、身近な相談の実施、女性相談センターの一時保護開始までの間等の避難場所の確保や一時保護施設までの同行支援など緊急時における安全の確保のほか、一時保護等の後、被害者が地域で生活していく際に、関係機関との連絡調整等を行い、それぞれの状況に応じた継続的な自立支援を行うよう、体制の整備を行うことが望まれます。

3. 基本方針

DV を取り巻く現状や課題を踏まえ、次の 6 つの基本方針のもと、取組を進めていきます。

【基本方針】

- (1) DV を許さない府民意識の醸成
- (2) 安心して相談できる体制の充実
- (3) 緊急かつ安全な保護の実施
- (4) 自立への支援の充実
- (5) 子どもの安全・安心の確保と支援体制の充実
- (6) 関係機関、団体等との連携の促進等

4. 計画の体系

基本方針	施策体系	具体的取組
1 DV を許さない 府民意識の醸成	(1) DV の防止に関する 啓発	(1)府民への啓発 (2)医療・保健関係者への周知 (3)教育・保育関係者、福祉関係者への周知 (4)企業・団体関係者への周知 (5)人権啓発の推進
2 安心して相談 できる体制の充実	(1) 府配偶者暴力相談支援 センター・警察における 相談体制の充実	(1)府配偶者暴力相談支援センターにおける 相談機能の充実 (2)警察における相談対応の充実 (3)相談窓口の周知・利用促進
	(2) 市町村における相談 体制の充実	(1)市町村における相談窓口の充実支援 (2)市町村配偶者暴力相談支援センター等の 設置促進
	(3) 被害者の状況に配慮 した相談機能の充実	(1)外国人への配慮 (2)障がい者、高齢者への配慮 (3)性的マイノリティへの配慮 (4)男性への対応 (5)法律相談の実施及び情報提供
3 緊急かつ安全な 保護の実施	(1) 一時保護に係る体制の 充実	(1)女性相談センターにおける取組 (2)警察における取組 (3)広域連携による取組
	(2) 保護命令への対応	(1)保護命令に対する適切な対応
4 自立への支援の 充実	(1) 継続的な自立支援の 実施	(1)生活に関する支援 (2)子どもとともに生活する被害者への支援 (3)就業に関する支援 (4)住宅の確保に関する支援 (5)被害者に対する医学的・心理学的な援助等 (6)被害者等に係る情報の保護 (7)住民基本台帳の閲覧等の制限等 (8)関係機関の連携強化等
5 子どもの安全・ 安心の確保と 支援体制の充実	(1) 子どもの安全・安心の 確保	(1)医療・保健関係者への周知(再掲) (2)教育・保育関係者、福祉関係者への周知 (再掲)
	(2) 子どもに対する支援 体制の充実	(1)DV 対応機関と児童虐待対応機関との 連携の強化 (2)一時保護に同伴する子どもへの支援 (3)中長期的観点からの子どもへの支援
	(3) 暴力の未然防止の観点 からの若年層への啓発	(1)暴力を予防・防止するための教育・啓発 (2)性教育の充実
6 関係機関、団体等 との連携の促進等	(1) 関係機関による連携 体制の強化	(1)関係機関による連携体制の強化等
	(2) 市町村との連携	(1)市町村の取組の充実に向けた支援
	(3) 民間団体との連携	(1)民間団体との連携
	(4) 苦情への適切な対応	(1)苦情への適切な対応
	(5) 加害者対応に向けた 取組	(1)加害者対応に向けた取組
	(6) 調査研究の推進	(1)調査研究の推進

4. 施策の基本方針と具体的取組

基本方針 1. DV を許さない府民意識の醸成

(1) DV の防止に関する啓発

基本的な考え方

DV は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。被害者の多くは女性であり、その背景には、根深く残る固定的な性別役割分担意識や無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）、男女間の社会的地位、経済力の格差など、男女が置かれている状況に根差した社会的・構造的な問題があることが指摘されています。DV を配偶者等の間だけの個人の問題ではなく、社会全体の問題として捉え、様々な男女の格差の背景にある、性別に基づく固定観念の解消に向けた取組が求められます。

府民意識調査によると、配偶者・パートナー間での身体的暴力を「暴力」として認識する割合は9割を上回っていますが、精神的暴力（何を言っても無視し続ける）や社会的暴力（友達や身内とのメールや電話をチェックしたり、つきあいを制限したりする）を「暴力」として認識する割合は、過去調査と比較して高まっているものの（図表14-1）、5割から6割台に、また、性的暴力（望まないのに性的な行為を強要する）で8割強となっています（図表14）。また、DV被害を「どこ（だれ）にも相談しなかった」人の割合は4割を超えており（図表17）、暴力が潜在化しやすい状況にあります。

相談割合が低い理由として、被害認識の希薄さや、長年の暴力被害による自己効力感の低下、被害者が自分を責めてしまう傾向にあることなど様々な要因が挙げられます（図表19）。身体的暴力だけではなく、精神的暴力や社会的暴力、性的暴力等も「暴力」とであるという認識を高め、DVに関する理解を促進するため、一層の啓発に努める必要があります。

また、DV被害者の4割以上の人が被害をどこ（だれ）にも相談しなかった一方で、2割以上の人が友人、知人や家族など周囲の人に相談したと回答しています。周囲への相談が、被害の早期発見や適切な支援につながるよう、引き続き、府民に対して、DV等の暴力に関する意識啓発や支援に関する具体的な情報発信を推進する必要があります。

DVを発見しやすい立場にあり、DVの通報に際して、守秘義務違反等に当たらない旨がDV防止法に明記されている医師その他の医療関係者や、幼稚園や保育所の職員等を含めた教育・保育関係者、コミュニティソーシャルワーカー^(*)や民生委員・児童委員等の福祉関係者などに対し、DVに関する知識を普及し、理解を深めることにより、DV被害者の早期発見や通報、保護につなげていくことが重要です。

具体的取組

(1) 府民への啓発

DVが犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることや、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、社会的暴力、性的暴力、経済的暴力等もDVに含まれることなど、DVに関する理解が一層深まるように、ホームページやSNS、リーフレットなど様々な広報媒体を活用するとともに、民間企業やNPO法人等の協力を得ながら、府民への啓発活動の充実に努めます。

特に、「女性に対する暴力をなくす運動^(*)」期間（11月12日から11月25日）には、「パープルリボンキャンペーン^(*)」や「パープルライトアップ」、DV関連セミナー等を行うとともに、市町村や関係機関に対

し、実施に向けた働きかけを行います。

(2) 医療・保健関係者への周知

DV 被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待される医療・保健関係者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士等）が、DV 被害者の発見や通報、支援情報の提供を適切に行うことができるよう、医療関係団体等を通じて「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」を周知するとともに、同マニュアルを活用した研修を実施します。

(3) 教育・保育関係者、福祉関係者への周知

教職員、スクールカウンセラー^(*)、スクールソーシャルワーカー^(*)等の教育関係者や保育士等の保育関係者に対して、「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の活用を促進するとともに、同マニュアルを活用した研修等を通じ、DVの特性、子どもの安全確保や情報管理のあり方等についての啓発に取り組みます。

また、コミュニティソーシャルワーカーや民生委員・児童委員等の福祉関係者に対し、DVに関する知識の普及に努め、DV被害者の早期発見や通報、保護につなげます。

(4) 企業・団体関係者への周知

労働者が職場（企業・団体等）でストレスを抱え、そのストレスが家庭内で配偶者等や子どもへの暴力に転化する可能性も考えられることから、管理職研修や労務研修の中で DV に関する研修を行うことや男性相談窓口を案内することなど、DV 防止に向けた取組が企業・団体等でも進むよう、企業・団体関係者に働きかけます。

(5) 人権啓発の推進

「ゆまにてなにわ」など人権啓発のための冊子の作成などを通じて、府民に対し、DV の防止に関する啓発を行い、人権尊重の意識を高めます。

基本方針 2. 安心して相談できる体制の充実

(1) 府配偶者暴力相談支援センター・警察における相談体制の充実

基本的な考え方

DV 防止法は、都道府県に配偶者暴力相談支援センター機能の設置を義務付けています。大阪府では、女性相談センター及び府内の 6 か所の子ども家庭センターに配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者からの相談への対応や自立に向けた支援、市町村への助言、広域調整を行っています。中でも女性相談センターは、これらに加え、被害者及び同伴家族の一時保護、婦人保護施設の入退所決定、医師による相談、心理職によるカウンセリングや支援等を行っており、DV に関する各種被害者支援の中核としての役割を担っています。また、24 時間 365 日対応の電話相談や、土日を含めた来所相談への対応など、府民の相談ニーズに柔軟に対応してきました。

引き続き、府配偶者暴力相談支援センターでは、支援の難しい事案や専門的・広域的な対応が求められる事案への対応及び市町村へのきめ細かな助言を行うため、相談スキルの向上等により、相談機能を一層、充実・強化することが求められます。

府民意識調査によると、配偶者暴力相談支援センターの認知度は 2 割にとどまっております（図 16）、また、DV 被害をどこ（だれ）にも相談しなかった人の割合は 4 割を超えています（図表 17）。DV 被害に悩みながらも相談をためらう潜在的な被害者を相談につなげるため、様々な媒体を活用し、相談窓口の周知・利用促進に努める必要があります。

DV 防止法では、DV を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することが努力義務として規定されています。

警察では、通報等により DV が行われていると認めるときには、被害の拡大防止等の必要な警察措置を講じるとともに、被害者からの相談に応じ、助言、指導等の援助を行っています。

令和 2 年の警察における DV 事案対応件数は、10,236 件と、平成 13 年の DV 防止法の施行以降、ほぼ毎年増加しています（図表 3）。増加の背景には、DV に関する意識の高まりや、相談しやすい環境の整備、相談への積極的な対応等があると考えられます。引き続き、被害者の安全確保を最優先にした対応と研修の充実等による事案対応力の向上が求められます。

また、相談件数の増加や相談内容の多様化、複雑化に対応するため、府配偶者暴力相談支援センター、警察、市町村及び市町村設置の配偶者暴力相談支援センター等の関係機関の連携をより一層強化する必要があります。

具体的取組

(1) 府配偶者暴力相談支援センターにおける相談機能の充実

府配偶者暴力相談支援センターは、DV 被害者からの相談はもとより、市町村からの被害者支援にかかる相談にも対応するなど、専門的・広域的な支援の役割を担います。

様々な状況に置かれた被害者に対し、効果的・専門的に支援を行うため、研修の充実等により相談員の専門的な知識及びスキルの習得をめざします。

DV に関する相談の増加、内容の複雑化や深刻化を踏まえ、府支援センターの中核機関である女性相談センターにおいて、24 時間 365 日被害者からの電話相談に対応するなど、相談・保護から自立支援

までの一貫した支援を行います。

(2) 警察における相談対応の充実

DV被害の拡大防止等の必要な警察措置を講じるとともに、被害者からの相談に応じ、助言、指導等の援助を行います。相談にあたっては、被害者の負担を軽減し、かつ二次的被害^(*)が生じることのないよう、心情や意向に沿った相談対応や、被害者が加害者と遭遇しないような相談の実施等、被害者が相談しやすい環境の整備に努めます。また、府内各署において、署員に対してDVに関する基本的事項や対応についての研修を充実させることにより、事案対応力の向上を図ります。

(3) 相談窓口の周知・利用促進

「女性に対する暴力をなくす運動」期間における啓発活動や、相談窓口を掲載したリーフレット等の作成・配布等を通じて、各相談窓口の周知と利用促進に努めます。

また、市町村に対して、市町村における相談窓口の周知を図るよう働きかけます。

(2) 市町村における相談体制の充実

基本的な考え方

平成20年のDV防止法の改正により、市町村は市町村の適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことが努力義務とされました。これに伴い、大阪市、吹田市、堺市、枚方市、茨木市、豊中市の6市において配偶者暴力相談支援センターが設置されています。また、配偶者暴力相談支援センターのほか、市町村の女性相談や住民相談の窓口においても、被害者からの相談に対応しています。

平成29年度に、府内全市町村で「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が策定され、市町村における取組は一定進捗しました。しかしながら、財政面や人的要因、ハード整備等の負担感が大きく、配偶者暴力相談支援センターの設置数は目標の10か所に達していない状況です。

市町村におけるDV相談件数は、増加傾向で推移している状況を踏まえ(図表2)、引き続き、市町村に対して配偶者暴力相談支援センターの設置や婦人相談員の全市配置(令和3年4月1日時点で12市に配置済み)に向けた働きかけを行い、被害者にとって利便性があり、身近な相談窓口の設置を促進する必要があります。

また、被害者の抱える多様で複合的な課題に対応し、安心して相談できる環境を整備するため、市町村の相談担当者等を対象とした研修の実施や専門的助言を行うなど、人材の育成と資質向上に向けた取組が重要です。

具体的取組

(1) 市町村における相談窓口の充実支援

市町村に対して、市町村における相談窓口の周知を図るよう働きかけます。(再掲)

また、市町村が被害者支援の身近な相談窓口としての機能を発揮できるよう、相談担当者の育成と資質の向上を図るため、引き続き、市町村相談担当者向けの研修や、婦人相談員を対象とした研修、会議を実施します。困難な事案への対応等については、市町村のブロック会議等において研修や専門的助言を行うなど、市町村の相談業務を支援します。

4. 施策の基本方針と具体的取組

さらに、市町村内の関係課の庁内連携が、より円滑に進むよう、実務者レベルでのネットワークの構築に向けて働きかけます。

(2) 市町村配偶者暴力相談支援センター等の設置促進

府では、各種会議や研修等を通じて、配偶者暴力相談支援センターの運営に必要な情報や専門的知識の提供、技術的な助言等を行うことにより、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置や婦人相談員の全市配置に向けた働きかけを行います。また、市民に対して、市町村配偶者暴力相談支援センターの認知度向上を図るための取組を行うよう、働きかけます。

(3) 被害者の状況に配慮した相談機能の充実

基本的な考え方

DV 防止法では、被害者の国籍、障がいの有無等を問わず、その人権を尊重しなければならないことが確認的に規定されています。被害者には、外国人や障がい者、高齢者、性的マイノリティ^(*)、同和問題（部落差別）等により困難な状況に置かれていることに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人なども含まれていることから、被害者の人権や状況に配慮した対応が必要です。

言葉や文化の違いにより孤立しやすく、在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者に対しては、多言語による相談窓口等の情報提供や、通訳者の確保、外国人相談窓口担当者への DV 理解の促進が重要です。

被害がより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者に対しては、相談者の自己決定を尊重し、その特性に応じた配慮について理解を深める必要があります。とりわけ、障がい者、高齢者への支援において、住民に最も身近な行政主体である市町村が果たす役割は大きいことから、配偶者暴力相談支援センターと市町村の障がい福祉担当部門、高齢福祉担当部門や障がい者基幹相談支援センター、地域包括支援センター等の関係機関との十分な連携が求められます。

府民意識調査によると、男性で配偶者等から身体的暴力を受けたことがある人の割合は13.1%、精神的暴力を受けたことがある人の割合は15.4%に上りました（図表15）。また被害をどこ（だれ）にも相談しなかった割合は、53.0%と女性（37.4%）を上回っており、相談に結び付きにくい状況がうかがえます（図表17）。府配偶者暴力相談支援センターでは、女性からの相談だけではなく、男性被害者からの相談への対応や一時保護も行っています。引き続き男性被害者に対する必要な配慮や支援が図られるよう、体制の充実に努める必要があります。

府では、男性の DV 被害者、加害者への対応や DV にも発展しうるパートナー間のコミュニケーションのあり方、ジェンダーに起因する「攻撃性」、「野心」、「リーダーシップ」といった「男らしさ」による縛りからの解放などに関する男性相談マニュアルを作成し、その活用促進を図っています。令和3年時点で、男性相談を実施する市町村は9か所となっており、引き続き、市町村に対する男性相談の実施に向けた働きかけが求められます。

また、平成28年度より男性相談員による男性のための電話相談を実施しており、開始以来、相談件数は増加しています。今後も、男性相談のより一層の周知を図り、男性の立場に寄り添った相談支援を促進する必要があります。

具体的取組

(1) 外国人への配慮

府配偶者暴力相談支援センターでは、日本語による意思疎通が困難な外国人に対して、母国語による相談ができるよう、必要に応じて通訳者を確保して対応します。

また、女性相談センターでは、トリオフォン^(*)等を活用した相談を引き続き行います。

相談窓口等を紹介する多言語リーフレットを作成し、情報提供に努めます。

(2) 障がい者、高齢者への配慮

相談担当者が障がい者、高齢者に対する正しい理解を深め、障がい者、高齢者の特性に応じた適切な情報提供を行うとともに、分かりやすく丁寧な相談を行えるよう研修を実施します。

また、被害者に障がい者、高齢者としてのサービスが必要な場合は、市町村の障がい福祉、高齢福祉担当課等に適切につながるよう、市町村の相談担当者に連携を促します。

(3) 性的マイノリティへの配慮

性的マイノリティの方に対する相談上の配慮について、国の動向や他都道府県事例等を注視するとともに、相談担当者の性的マイノリティの理解促進に資する取組を行います。

(4) 男性への対応

府配偶者暴力相談支援センターにおいて、男性被害者からの相談への対応や一時保護等の支援を行います。

男性のDV被害者、加害者の受け皿として、男性相談の果たす役割は重要になっていることから、男性相談を実施するとともに、より一層の周知を図ります。また、男性相談マニュアルを改定し、DV被害者・加害者対応に関する内容の充実を図り、市町村等に活用を働きかけるなど、相談窓口における対応力の向上に繋がります。

(5) 法律相談の実施及び情報提供

大阪弁護士会が実施する女性に対する暴力に関する無料電話相談や、日本司法支援センター（法テラス）^(*)が実施する無料法律相談などの民事法律扶助、市町村が実施する法律相談等について情報提供を行うとともに、法テラスとの連携強化を図ります。

また、府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）においてDV被害等に悩む女性のための女性弁護士による法律相談を実施します。

一時保護中の被害者に対しては、必要に応じて、DV事案に精通した弁護士による法律相談を実施します。

4. 施策の基本方針と具体的取組

基本方針 3. 緊急かつ安全な保護の実施

(1) 一時保護に係る体制の充実

基本的な考え方

大阪府における一時保護は、女性相談センター（一時保護所）のほか、社会福祉施設や民間シェルター^(*)に委託して実施しています。

一時保護の決定を行う女性相談センターでは、緊急性、要保護性の高い事案に専門性を発揮して、迅速に対応できるよう、ケースワーカーを増員し、24時間365日の一時保護への対応強化を図ってきました。

一時保護の件数は、減少傾向にあり、平成 27 年度以降は 200～300 件台で推移しています（図表 4）。減少の背景として、早期の相談により、自立や避難等の問題解決に結びつき、一時保護に至らなかった場合もある一方で、大阪府が平成 29 年度に実施した調査によると^(注)、保護を要する女性のニーズと一時保護の枠組みのミスマッチや、安全確保のための通信機器等の利用や外出の制限などが、厳しいイメージと捉えられ、被害者が一時保護施設の利用を躊躇する可能性があることなどが挙げられます。

このため、市町村等の相談支援体制の充実等による適切できめ細やかな安全確保のための情報提供や、多様化する支援ニーズに応じた一時保護のあり方の検討を通じ、保護を必要とする女性への適切な支援に向けた取組が求められます。

一時保護を実施した被害者に占める外国人の割合は、平成 28 年度以降、2%台から7%台で推移しています（図表 9）。障がい者手帳所持者の割合は 10%台から 20%台で推移しています（図表 10）。被害者の年齢別状況では、60 歳以上が 8.0%となっており（図表 7）、様々な配慮を必要とする被害者に対応するため、引き続き、市町村等関係機関との連携を通じて、適切な保護の実施を検討する必要があります。

令和 2 年度の一時保護の経路別状況では、警察経由が全体の 4 割超となっており、また福祉事務所、市婦人相談員、DV センターといった市町村の窓口を経由した件数の合計が全体の5割近くに上ります。（図表 6）。このため、緊急に保護を必要とする被害者が、安全で安心な保護が受けられるよう、府配偶者暴力相談支援センターや警察、市町村などの関係機関の連携強化が求められます。

また、府域を超える一時保護の実施等、広域的な対応が求められる場合があることを踏まえ、都道府県間の広域的な連携を円滑に実施することが必要です。

（注）「大阪府における保護を必要とする女性への支援のあり方について 提言」より

具体的取組

(1) 女性相談センターにおける取組

夜間等の緊急的な一時保護について、今後とも、警察等の関係機関とも連携して 24 時間 365 日の対応を行うとともに、受け入れ体制の拡充と、一時保護所の安全確保に努めます。また、被害者本人の状況や同伴家族の有無、多様化するニーズに応じた柔軟な対応や、きめ細やかな情報提供による一時保護へのスムーズな移行に努めるとともに、社会福祉施設や民間シェルター等の適切な一時保護委託先施設における保護を実施します。

また、医療機関との連携のもと、安心して医療を受けることのできる体制づくりに努めます。

一時保護を実施した外国人の被害者が安心して生活し、適切な情報提供が受けられるよう、必要に応じて通訳者の確保や、翻訳機器を活用するとともに、一時保護所での生活が円滑に送れるよう、外国語

で生活のしおりを作成し、その活用を図ります。

障がい者、高齢者等配慮を必要とする被害者に対しては、女性相談センターにおける一時保護だけではなく、市町村の障がい福祉、高齢福祉担当課等の関係機関と連携し、対応します。また、男性や性的マイノリティの被害者にも対応できるよう、あらかじめ一時保護委託先施設を確保します。

(2) 警察における取組

警察においては、今後も、通報やパトロール中での発見等によりDVが行われていると認めるときは、警察法、警察官職務執行法、その他の法令の定めるところにより、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者の保護を行うなど、必要な措置を行います。また、女性相談センター等関係機関との緊密な連携により、一時保護施設等へ早期に避難措置を講ずるなど、被害者の安全確保を図ります。

(3) 広域連携による取組

府域を越える保護の実施等、広域的な対応が求められる場合があることを踏まえ、都道府県間の広域連携を進める中で課題認識の共有に努めます。

(2) 保護命令への対応

基本的な考え方

保護命令とは、被害者の生命または身体に危害が加えられることを防止するため、被害者の申立てにより、裁判所が加害者に対し、一定期間、被害者または被害者の子へのつきまとい等の禁止や、被害者とともに生活の本拠としている住居からの退去等を内容とする「保護命令」を発令し、違反に対して刑事罰で、その実効性を担保する制度です。保護命令は、一時保護と並んで被害者の安全確保のための有効な手段です。

府配偶者暴力相談支援センターでは、被害者に対して、保護命令制度に関する情報提供や申立ての支援等を行っており、大阪地方裁判所管内で発令された令和2年の保護命令件数は、130件と全国で最多の状況です。

DV防止法では、保護命令が発令された際に、裁判所は、その旨及びその内容を、警察及び、被害者が配偶者暴力相談支援センターに相談したり、支援を受けている場合には、配偶者暴力相談支援センターに通知することとされています。被害者の危険は保護命令発令直後に高まる場合が多く、このような危険に対処するためには、被害者の安全の確保について重要な役割を果たす配偶者暴力相談支援センターが保護命令の発令を迅速に知る必要があるからです。配偶者暴力相談支援センターは、警察等の関係機関との連携を強化し、被害者及び関係者の安全の確保に努める必要があります。

具体的取組

(1) 保護命令に対する適切な対応

府配偶者暴力相談支援センターは、引き続き、保護命令制度の利用について、被害者に対する情報の提供や安全確保に向けた助言を行うとともに、被害者が保護命令の申立てを希望した場合、裁判所への書類の作成・提出の支援を行います。保護命令が発せられた場合は、裁判所、警察と連携するとともに、必要に応じ支援にかかわる関係機関との連絡調整を行い、適切な対応を図ります。

4. 施策の基本方針と具体的取組

基本方針 4. 自立への支援の充実

(1) 継続的な自立支援の実施

基本的な考え方

内閣府調査によると、DV 被害を受けたときの行動に関して、「相手と別れた」と回答した割合は、過去調査と比較して増加傾向にはあるものの（図表 20-1）、15.5%にとどまり、「相手と別れたい（別れよう）」と思っただが、別れなかった」は36.4%（女性44.1%、男性23.7%）と、多くの人が被害を受けた後も、相手との関係を継続していることが明らかとなりました（図表20）。相手と別れなかった理由として、「子どもがいるから、子どものことを考えたから」が68.9%（女性71.3%、男性61.5%）と最も多く、次いで、「経済的な不安があったから」が41.0%（女性52.5%、男性5.8%）と続きます（図表 21）。DV 被害を受けながらも、経済的な自立の目途が立たず、加害者のもとにとどまる女性の割合は、男性を大きく上回っています。

そのため、被害者の自立促進に向けて、生活や経済的な基盤を安定させることが重要であり、被害者の意思を尊重し、その置かれた状況を十分理解したうえで、生活支援制度の利用や就業の機会の確保、住宅の確保、同伴児童の就学など、複数の課題を解決しながら、自立した生活に繋げていくことが必要です。

特に市町村は、住民に最も身近な行政主体として、継続的な支援を行うため、窓口の明確化及び市町村内の関係窓口間の連携等により、被害者の自立に向けた取組の充実が望まれます。

府配偶者暴力相談支援センターでは、関係機関との連携のもと、専門的な支援を必要とする被害者はもとより、地域での生活を始めた被害者に対し、各種支援制度や公的サービスに関する情報提供や申請手続き等の同行支援、助言、関係機関との連絡調整等の切れ目のない支援を提供する必要があります。また、支援を必要としている人を確実にサービスにつなげていくための仕組みづくりの検討が求められています。

内閣府調査によると、DV 被害によって引き起こされた生活上の変化として、「夜、眠れなくなった」「自分に自信がなくなった」「心身に不調をきたした」「生きているのが嫌になった・死にたくなった」という回答が上位を占めています（図表 22）。被害者が自立した生活を送るためには、DV 被害により心身に受けたダメージからの回復が不可欠であり、DV についての心理教育に加えて、トラウマの心理教育を実施するなど、被害者の健康面や心理面でのサポートが必要です。

具体的取組

(1) 生活に関する支援

被害者に対し、生活保護制度や生活困窮者支援制度等について福祉事務所への相談を勧めるなど、生活支援のための諸施策や窓口、手続き、地域で活動する支援団体などについての情報提供や同行支援等を行います。

医療保険や年金等に関して、情報提供や、適切な窓口紹介、申請手続き等の同行支援、関係機関との連絡調整等のスムーズな自立支援に取り組みます。

また、被害者が医療保険や年金、公営住宅入居等について円滑に手続きを行うことができるよう、DV 被害者の保護に関する各種証明書を発行します。

さらに、サービスの実施主体である市町村の窓口に関する情報提供を行います。

(2) 子どもとともに生活する被害者への支援

子どもとともに生活する被害者については、状況に応じて、母子生活支援施設の入所、児童扶養手当等の

支給、母子・父子・寡婦福祉資金^(*)の貸付け等について、福祉事務所への相談を勧めるなど、情報提供等を行います。

市町村の教育委員会や学校、福祉部局と連携し、被害者に対し、同居する子どもの就学や保育について必要な情報提供等を行います。

市町村の教育委員会、学校、保育所等において、被害者の子どもの転出先や居住地等の情報の適切な管理を呼びかけます。

(3) 就業に関する支援

被害者の状況に応じて、OSAKAしごとフィールドにおける関係支援機関と連携した就業支援や就職相談会、公共職業訓練を行います。また、被害者に対して情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて公共職業安定所（ハローワーク）等、関係機関と連絡調整を行います。

府立母子・父子福祉センター^(*)において、就業に必要な技能習得や就職に向けた支援を実施します。

(4) 住宅の確保に関する支援

被害者の自立を支援するため、公営住宅への入居についての情報提供を行います。

府営住宅にDV被害者が一時使用するための住戸を確保し、併せて生活用品の貸与を実施します。

市町が管理する公営住宅等についても、DV防止法等の趣旨を踏まえ、地域の住宅実情やストック等に即して、DV被害者に対する適切な対応がなされるよう、市町に対し研修会等の場を通じて指導・助言します。

また、「大阪府居住安定確保計画」に基づき、セーフティネット住宅の登録、居住支援法人の指定、協力店（不動産店）の登録・相談協力店の指定を積極的に推進するとともに、市町村単位や行政区単位での居住支援協議会の設立等により居住支援体制を構築し、DV被害者の居住の安定確保の取組を進めます。

(5) 被害者に対する医学的・心理学的な援助等

DV被害により心身ともに傷ついた被害者の心理的サポートを行うため、一時保護中の被害者に対してカウンセリング等を行います。

府内保健所で実施している「こころの健康相談」を活用し、精神科的な治療の必要性の判断や、医療情報の提供を行うなど、被害者が地域で生活を送りながら身近な場所で相談等の支援が受けられるよう努めます。

府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）において実施している電話、面接、SNS相談などを活用し、被害者の心理的サポートに努めます。

(6) 被害者等に係る情報の保護

被害者の自立支援において、被害者及びその関係者の安全確保を図るため、被害者の住所や被害者の支援を行う施設や団体の所在地等、被害者等に係る情報（マイナンバーを含む）の管理に細心の注意が必要であることから、被害者の支援に係わる関係機関等に対し、被害者等に係る情報管理の徹底を呼びかけます。

(7) 住民基本台帳の閲覧等の制限等

住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写しの交付等の制限措置について、被害者に、申出の手続きや閲覧等の制限に関して情報提供を行います。

4. 施策の基本方針と具体的取組

また、住民基本台帳からの情報に基づいて事務の処理を行う選挙管理委員会、国民健康保険、国民年金、介護保険、税務、児童手当等の市町村の部局に対して、情報の管理の徹底を呼びかけます。

(8) 関係機関の連携強化等

地域における被害者の自立支援に取り組む福祉事務所等関係機関との協力連携体制の構築を進めます。また、市町村において、被害者への自立支援が円滑に実施されるよう、情報提供や助言を通じて、市町村内の庁内連携体制の整備等を促進します。

さらに、府内市町村が相互に連携して被害者支援を行うことができるよう、広域調整等を行います。

基本方針 5. 子どもの安全・安心の確保と支援体制の充実

(1) 子どもの安全・安心の確保

基本的な考え方

児童虐待の防止等に関する法律では、児童がDVを目にすること（面前DV）は心理的虐待であると定義されています。内閣府調査によると、子どもがいるDV被害者のうち、子どもへの被害経験があったと回答した割合は、20%台で推移しています（図表13）。また、増加する児童虐待対応件数の中でも、面前DVを含む心理的虐待の件数は顕著な伸びを示しています（図表13-2）。

令和元年にDV防止法の一部改正により、児童虐待と密接な関連があるとされるDV被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されました。また、関係機関の保護の対象であるDV被害者に「同伴する家族」が含まれる旨が明記されました。

DVは、直接子どもに向けられた暴力でなくても、それを間近で見たり聞いたりする子どもに対して極度のストレスと著しい心理的外傷を与える場合があります。さらに、子ども自身が直接暴力を受けている場合もあり、子どもへの支援は、喫緊の課題です。

DVを発見しやすい立場にあり、DVの通報に際して、守秘義務違反等に当たらない旨がDV防止法に明記されている医師その他の医療関係者や、幼稚園や保育所の教員等を含めた教育・保育関係者、コミュニティソーシャルワーカーや民生委員・児童委員等の福祉関係者などに対し、DVに関する知識を普及し、理解を深めることにより、DV被害者の早期発見や通報、保護につなげていくことが重要です（再掲）。

具体的取組

(1) 医療・保健関係者への周知

DV被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待される医療・保健関係者（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士等）が、DV被害者の発見や通報、支援情報の提供を適切に行うことができるよう、医療関係団体等を通じて「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」を周知するとともに、同マニュアルを活用した研修を実施します。（再掲）

(2) 教育・保育関係者、福祉関係者への周知

教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の教育関係者や保育士等の保育関係者に対して、「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の活用を促進するとともに、同マニュアルを活用した研修等を通じ、DVの特性、子どもの安全確保や情報管理のあり方等についての啓発に取り組めます。

また、コミュニティソーシャルワーカーや民生委員・児童委員等の福祉関係者に対し、DVに関する知識の普及に努め、DV被害者の早期発見や通報、保護につなげます。（再掲）

(2) 子どもに対する支援体制の充実

基本的な考え方

児童相談所や市町村、要保護児童対策地域協議会等の児童虐待に対応する機関と、これまで以上に緊密な連携・協力を図る必要があります。また、DV被害者と子どもへの包括的な支援を継続するため、DV担当部門と児童担当部門が、それぞれの機関で取り得る具体的な支援内容や役割等に関して、認識を共有し、

4. 施策の基本方針と具体的取組

相互理解を深める必要があります。

一時保護を実施した被害者の半数以上が子ども等を同伴しています(図表 4)。令和 2 年に実施した一時保護の同伴者の年齢別状況では、9 割近くを 1 歳未満から小学生までが占めている状況です(図表 8)。そのため、一時保護施設に入所している子ども一人ひとりの状況に応じた保育や学習支援、心理的ケアはもとより、退所後においても、転校手続きの弾力化や保育所への優先入所、地域の子育て支援機関等での継続的な支援が求められます。

家庭で DV にさらされている子どもは、中長期的な観点からの支援を必要としています。DV のある家庭で育つ子どもにとって、学校や地域は、子どもが見守られ、大切にされていることを実感できる大切な場です。教育・保育関係者には、子どもの不安の低減や、自尊感情を醸成するため、DV に関する理解に基づく適切な対応が求められます。また、地域福祉を担うコミュニティソーシャルワーカーや民生委員・児童委員等の福祉関係者は、地域において子どもの安全安心な環境を提供するうえで、見守り、相談、専門機関へのつなぎ支援等の役割が期待されます。

具体的取組

(1) DV 対応機関と児童虐待対応機関との連携の強化

子どもが DV 加害者あるいは被害者から虐待を受けている場合は、子ども家庭センター(児童相談所)や市町村への通告を実施します。また、子ども家庭センター内の府配偶者暴力相談支援センターは、地域の支援センターとして、要保護児童対策地域協議会との緊密な連携を図ります。

また、府配偶者暴力相談支援センターにおいては、電話相談や来所相談、一時保護の実施に際して、被害者に子どもがいる場合の状況確認用ツールの活用等を通じて、より包括的に DV・児童虐待の重篤度や DV 被害者と子どもの状況をアセスメントし、児童虐待対応機関と対応方針を協議・検討します。

さらに、研修の拡充等により、DV 対応職員と児童虐待対応職員の相互理解を深め、連携協力の実効性の向上を図ることにより、DV 被害者と子ども双方に包括的な支援を実施します。

(2) 一時保護に同伴する子どもへの支援

DV により、心理的な影響等を受けた子どものサポートを行うため、被害者の一時保護中に、同伴する子どもや親子に対してカウンセリング等を実施します。

また、一時保護施設で生活する間の学習習慣や学力の維持を図るため、施設に学習支援員を派遣するなど、学習支援に取り組みます。

(3) 中長期的観点からの子どもへの支援

DV のある家庭で育つ子どもへの対応方法や子どもの安全確保、情報管理のあり方等に関する「教職員向け DV 被害者対応マニュアル」の活用促進や、マニュアルを活用した研修を実施し、教育、保育関係者の DV の理解促進や子どもの支援体制の充実に努めます。また、DV により心理的な影響等を受けた子どもの学校生活を支援するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、子どもへのサポートを行うとともに、市町村の家庭児童相談室等において相談が受けられることについて情報提供します。

また、コミュニティソーシャルワーカーや民生委員・児童委員等の福祉関係者に対する周知啓発等を通じ、地域における継続的な子どもの見守り活動等を推進します。

(3) 暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発

基本的な考え方

交際相手からの暴力、いわゆる「デートDV」を受けたことがあると回答したのは、身体的暴力で女性7.2%、男性7.9%、精神的暴力で女性10.5%、男性8.6%、性的暴力で女性5.2%、男性2.6%、社会的暴力で女性5.6%、男性6.0%、に上ります（図表18）。DVもデートDVも、加害者が被害者に与えるダメージや影響は基本的に同じです。

若者を暴力の被害者、加害者、傍観者にしないため、教育機関等と連携し、発達段階に応じた男女平等観の形成や、男女の対等なパートナーシップ、暴力を伴わない人間関係の構築に向けた教育、啓発を実施するとともに、デートDVの被害を防止する方法や、被害に遭った際の対処方法等についての正しい認識を持つような機会の充実を図る必要があります。

また、性行動の低年齢化を踏まえ、子ども自身が、自らの身体と相手の身体について適切な理解を深め、自らの性行動についてしっかりと考え、性に関する適切な態度や互いを尊重し合う行動がとれるよう、発達段階に応じた「性に関する指導」の充実が求められます。

具体的取組

(1) 暴力を予防・防止するための教育・啓発

令和3年度に作成したジェンダー平等教育啓発教材等の活用を通じて、発達段階に応じた体系的な男女平等観の醸成と男女の人権尊重に関する教育を推進します。また、子ども自身が自らを守る力を育成し、暴力の被害者や加害者にならないようにすることを目的とした教材プログラムの活用を市町村教育委員会に働きかけます。

デートDVを未然に防止するため、中学生、高校生、大学・専門学校生など、対象に応じたデートDV防止啓発リーフレット等を作成し、教育庁や市町村と連携を図りながら、学校現場等での活用を促進します。また、教職員を対象に、デートDV予防教育の必要性をテーマにした研修を実施するなど、様々な機会を捉え、暴力を予防・防止するための教育・啓発の充実・強化を図ります。

(2) 性教育の充実

自らの身体と相手方の身体についての正しい理解に加え、生命尊重や性行動に関わるリスクを認識し、回避する態度や望ましい人間関係を築く能力の育成など、「性に関する指導」の充実を図ります。また、「性に関する指導」のための研修等を実施し、指導者を育成します。

4. 施策の基本方針と具体的取組

基本方針 6. 関係機関、団体等との連携の促進等

(1) 関係機関による連携体制の強化

基本的な考え方

DV 被害者の置かれている状況の多様化、複雑化に対応し、被害者への支援を円滑に進めるためには、府や市町村その他の関係機関が、相談、保護、自立支援など様々な段階において、課題認識の共有や情報交換、個別事案に関する協議等を通じて、より一層の連携を図る必要があります。

具体的取組

(1) 関係機関による連携体制の強化等

引き続き、府の関係部局で構成する大阪府「女性に対する暴力」対策会議の運営や、府と政令指定都市、医師会や弁護士会などの関係団体や被害者支援団体から構成される「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク」を活用し、関係機関、民間団体と緊密な連携を図りながら、施策をより効果的に推進します。個別のケースにおいても関係機関が連携して被害者の支援に取り組みます。

また、府域を越える保護の実施等、広域的な対応が求められる場合があることを踏まえ、都道府県間の広域連携を進める中で課題認識の共有に努めます。(再掲)

(2) 市町村との連携

基本的な考え方

DV の防止及び被害者の保護等のための施策の推進については、地域の実情を踏まえながら、きめ細かく実施する必要があり、府においては「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」、「市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会」等を通じた意見交換や情報提供、専門的助言などにより、市町村と連携し、施策を推進してきたところです。

また、平成 20 年の DV 防止法の改正により、市町村基本計画の策定が努力義務とされ、平成 29 年度には、府内全市町村において基本計画が策定されました。

今後も、被害者に最も身近な行政主体として、相談窓口の設置や被害者に対する情報提供、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等、市町村の果たす役割は重要であり、府は、市町村への支援の提供や緊密な連携を構築する必要があります。

具体的取組

(1) 市町村の取組の充実に向けた支援

府は、市町村に対し、市町村基本計画に基づく取組の充実が図られるよう、府と市町村で組織する「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」や市町村のブロック会議を通じて、必要な助言や情報提供を行うとともに、DV 防止に向けた好事例や先進的な取組を、市町村へ情報共有します。

また、被害者への支援が円滑に実施されるよう、市町村相談担当者向けの研修や、婦人相談員を対象とした研修や会議を実施するなど相談担当者の育成と資質の向上を図るとともに、府と市町村間や市町村相互の連携体制の構築に努めます。

(3) 民間団体との連携

基本的な考え方

府においては、DV 防止法の制定以前から被害者が抱える様々な事情に対応して、きめ細かな支援を行う民間団体と、必要に応じて連携を図ってきました。また、一時保護の委託や民間シェルターへのカウンセラー派遣事業、支援人材の養成などを実施してきたところです。引き続き民間団体と緊密な連携を図り、多様化する支援ニーズに協働して対応する必要があります。

具体的取組

(1) 民間団体との連携

今後とも、一時保護の実施にあたっては、民間シェルターと連携を図るとともに、民間シェルターを利用している被害者に必要に応じて行うカウンセリングや、地域で活動する民間団体の相談員のスキルアップのための研修の実施など、被害者支援の充実に向けた取組を推進します。

また、ホワイトリボンキャンペーン^(*)などDVをなくすための啓発活動を行っている民間団体の取組を情報収集します。

(4) 苦情への適切な対応

基本的な考え方

府では、府民からの府政に対する要望や意見等を広く受け付け、業務の改善など府政への反映を検討するとともに、電話や電子メール等により回答するなど適切な対応を行っているところです。

また、DV 防止法では、被害者の保護を行う関係機関の職員は、被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速に対応することが規定されており、女性相談センター等の利用者に対するアンケート調査などを通じて、意見を聴取し、必要に応じて業務改善に努めています。引き続き申出のあった意見や苦情について、適切かつ迅速に処理する必要があります。

具体的取組

(1) 苦情への適切な対応

相談や保護等に関して苦情の申出を受けた時は、苦情の内容を誠実に受けとめ、適切かつ迅速に対応し、必要に応じて業務改善に努めます。

(5) 加害者対応に向けた取組

基本的な考え方

令和元年の改正 DV 防止法の附則において、配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援のあり方について、令和 4 年 6 月を目途に検討することとされています。

国においては、被害者支援の一環として、加害者の暴力を抑止するための地域社会内でのプログラムについて、試行実施を進め、その中で、加害者対応体制のあり方や、多機関をつなぐケースワーカーの配置等の機関同士の情報連携のあり方について検討が進められています。その検証結果等を踏まえ、令和3年度内に加害者プログラムの基礎的なガイドライン、実施団体や実施プログラムの最低基準を策定することとされています。引き続き、このような国の動向等を、注視・把握していくとともに、DV 加害に対して気づきを促すための啓発や、男性相談の周知・体制整備等の取組を進める必要があります。

4. 施策の基本方針と具体的取組

具体的取組

(1) 加害者対応に向けた取組

国の動向や調査研究の結果、他都道府県及び民間団体における取組状況等を注視・把握するとともに、関係機関における加害者への対応の在り方について、検討していきます。

男性の DV 被害者、加害者の受け皿として、男性相談の果たす役割は重要になっていることから、男性相談を実施するとともに、より一層の周知を図ります。また男性相談マニュアルを改定し、DV 被害者・加害者対応の充実を図り、市町村等に活用を働きかけるなど、相談窓口における対応力の向上に繋がめます。
(再掲)

加害者が自らの行為を「暴力」と気づけるよう、様々な広報媒体を活用した普及啓発の充実に努めます。

(6) 調査研究の推進

基本的な考え方

府における DV の現状や府民の意識、DV が被害者やその子どもに与える影響等を、引き続き把握し、適切に施策に反映させる必要があります。

具体的取組

(1) 調査研究の推進

DV の防止及び被害者の支援に関する施策の推進のために、適宜、府における DV の現状や府民の意識、DV が被害者やその子どもに与える影響等を把握するため、調査研究を進めるとともに、その結果を施策に反映していきます。

5. 数値目標

目標指標	現状値	目標値	備考
配偶者、パートナー間における次の行為を暴力として認識する府民の割合 (1)「平手で打つ」 (2)「望まないのに性的な行為を強要する」 (3)「暴言をはいたり、ばかにしたり、見下したりする」 (4)「友達や身内とのメールをチェックしたり、付き合いを制限したりする」 (5)「自由にお金を使わせない、生活費を渡さない、借金を強要する」	(1) 77.8% (2) 82.3% (3) 74.7% (4) 63.8% (5) 81.8% (令和元年)	(1) 90% (2) 90% (3) 90% (4) 80% (5) 90%	府民意識調査
DV 被害を相談しなかった人の割合	42.7% (令和元年)	30%以下	府民意識調査
配偶者暴力相談支援センターの認知度	20% (令和元年)	25%	府民意識調査
市町村における 配偶者暴力相談支援センター数	6カ所 (令和3年度)	10カ所	—

参考資料

1.用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
2.大阪府「女性に対する暴力」対策会議設置要綱・・・・・・・・	47
3.大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク設置要綱・・・・・・・・	49
4.大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議設置要領・・・・・・・・	51
5.配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・・・・・・・	52
6.配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針(概要)・・・・	64
7.配偶者等からの暴力(DV)被害者支援のながれ・・・・・・・・	70
8.配偶者等からの暴力(DV)に関する相談窓口一覧・・・・・・・・	71

1. 用語解説

性別による固定的な役割分担意識 (P1)

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

女性相談センター (P3)

売春防止法第 34 条に基づき設置される婦人相談所。DV 防止法による配偶者暴力相談支援センターに位置づけられており、府の配偶者暴力相談支援センターの中核機関である。女性の保護と自立支援を図るため、電話や来所による相談を行うとともに、必要に応じて緊急一時保護や婦人保護施設への入所等を行っている。また、配偶者からの暴力の被害者の一時保護については、婦人相談所が自ら行うか、婦人相談所から一定の基準を満たす者に委託して行うこととなっている。

子ども家庭センター (P3)

児童福祉法第 12 条に基づき設置される児童相談所。府には子ども家庭センターが 6 か所（中央、池田、吹田、東大阪、富田林、岸和田）あり、子どもや家庭に関する相談、概ね 25 歳までの青少年に関する相談などを行っている。また、DV 防止法第 3 条に基づく配偶者暴力相談支援センターの役割を果たしており、配偶者からの暴力に関する相談を行っている。

なお、大阪市と堺市には、それぞれの市域を所管する児童相談所として、「大阪市中心部子ども相談センター」、「大阪市北部子ども相談センター」、「大阪市南部子ども相談センター」、「堺市子ども相談所」がある。

配偶者暴力相談支援センター (P3)

DV 防止法第 3 条に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、被害者からの相談、被害者や同伴者の緊急時における安全の確保や一時保護、自立生活の促進のための情報提供や援助、保護命令制度の利用についての情報提供や援助を行う機関。

府では、女性相談センター及び府内 6 か所の子ども家庭センター（中央、池田、吹田、東大阪、富田林、岸和田、）が配偶者暴力相談支援センターの役割を果たしている。また、令和 4 年 3 月末現在、大阪市、堺市、吹田市、枚方市、茨木市、豊中市が配偶者暴力相談支援センターを設置している。

一時保護 (P5)

被害者本人の意思に基づき、(1)適当な寄宿先がなく、その者に被害が及ぶことを防ぐため、緊急に保護することが必要であると認められる場合、(2)一時保護所での短期間の生活指導、自立に向けた援助が有効であると認められる場合、(3)心身の健康の回復が必要であると認められる場合に、DV 防止法第 3 条第 3 項及び第 4 項により、婦人相談所において、又は社会福祉施設等に委託して、一定期間、被害者を保護する制度。大阪府では、DV 防止法に基づく一時保護は、女性相談センターが行っている。

婦人相談員 (P6)

婦人相談員は、婦人相談所・福祉事務所等において多種多様で複合的な相談に応じ、地域の最前線で女性等への支援を担う相談員である。都道府県では義務配置、市区では任意配置となっている。

婦人保護施設 (P7)

売春防止法第 36 条に基づき設置される施設。もともとは売春を行うおそれのある女性を収容保護する施設であったが、現在では家庭環境の破綻や生活の困窮など、様々な事情により社会生活を営む上で困難な問題を抱えている女性や配偶者からの暴力の被害者の保護や自立支援を行っている。

母子生活支援施設 (P7)

児童福祉法第 38 条に基づき設置される施設。配偶者のない女性等及びその女性等が監護すべき児童を入所させて保護するとともに、これらの者の自立の促進のために、その生活を支援することを目的とする施設。

保護命令 (P8)

DV 防止法第 10 条により、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立てにより、裁判所が配偶者に対して発する命令。

保護命令には、(1)被害者への接近禁止命令、(2)被害者への電話等禁止命令、(3)被害者の同居の子への接近禁止命令、(4)被害者の親族等への接近禁止命令、(5)被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令がある。「保護命令」に違反した者には、罰則として、1 年以下の懲役、又は 100 万円以下の罰金が科せられる^(注)。

注) 罰則の内容は令和 4 年 3 月時点のもの

コミュニティソーシャルワーカー (P24)

コミュニティソーシャルワークとは、イギリスにおいて提案されたコミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方で、地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりすることをめざすものである。コミュニティソーシャルワーカーとは、このコミュニティソーシャルワークを行う者のこと。

女性に対する暴力をなくす運動 (P24)

DV や性犯罪等女性に対する暴力をなくすため、国では、毎年 11 月 12 日から 11 月 25 日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの 2 週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、地方公共団体や関係団体等と連携、協力して、意識啓発などの取組を行っている。

パープルリボンキャンペーン (P24)

世界を子どもや暴力の被害者にとってより安全なものとするを目的として、1994 年に、アメリカ・ニューハンプシャー州の小さな町で生まれたもの。

紫色のリボンであれば具体的にどのようなものであってもよく、それを身につけることでパープルリボン運動の趣旨への賛同を表明することができ、個人間の暴力や虐待に関心を呼び起こすとともに、暴力の下に身を置いている人々に勇気を与えようとの願いから、40 か国以上に広がっている、国際的なネットワークに発展した草の根運動。

スクールカウンセラー (P25)

いじめや不登校、暴力行為などへのきめ細やかな対応を図るため、児童生徒の心のケア、保護者・教員へのアドバイス等を行う、学校に配置されている臨床心理士。

スクールソーシャルワーカー (P25)

子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所との連携や、教員を支援するために学校に配置されている福祉の専門家。

二次的被害 (P27)

DV の被害者が、関係機関や被害者を取り巻く周囲の人々の不適切な言動によって、更に傷つけられること。

性的マイノリティ (P28)

「生物学的な性」と「性自認」が一致している人や、「性的指向」が異性に向いている人が多数派とされる一方で、これらにあてはまらない人を総称して性的マイノリティ(少数者)という。

トリオフォン (P29)

3者で通話できる電話機のこと。大阪府女性相談センターでは、トリオフォンを活用し、外国語が話せる相談員とセンターの相談員、相談者の3者が相互に通話することにより、日本語による意思疎通が困難な外国人の相談を受けている。

日本司法支援センター(法テラス) (P29)

総合法律支援法に基づき、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として、平成 18 年 4 月に設立された公的な法人。相談窓口の案内などの情報提供や、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに無料法律相談や弁護士費用の立替えなどを行う民事法律扶助などを実施する。通称は法テラス。

民間シェルター (P30)

民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設。

母子・父子・寡婦福祉資金 (P33)

母子・父子・寡婦福祉資金は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 13 条により、ひとり親家庭等の経済的自立を図るための用途(子の修学や就学支度、親自身の技能習得や転宅など)のための資金。

府立母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター) (P33)

母子家庭等の自立支援を図るため、都道府県・指定都市・中核市が実施主体となり、母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取り決めなどの専門的な相談を行う事業。

ホワイトリボンキャンペーン (P39)

女性に対する暴力をなくすために、男性が主体となって取り組む世界的な運動。1991年にカナダで始まり、世界60か国以上に取組が広がっている。「女性への暴力を選ばない」、「対等な存在として、女性を尊重する」という男性の意志を全世界に向けて広げていこうとしている。

2. 大阪府「女性に対する暴力」対策会議設置要綱

第1条 設置

女性に対する暴力について、関係する機関が相互に連携し、当面の対策について着実な推進を図るとともに、中長期的課題について検討し、防止から被害者対策までの総合的な施策を効果的に実施するため、大阪府「女性に対する暴力」対策会議(以下「会議」という。)を設置する。

第2条 定義

女性に対する暴力とは、女性に対して身体的、性的若しくは心理的な危害又は苦痛となる行為、あるいはそうなるおそれのある行為であり、夫・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、買売春、つきまとい行為等をいう。

第3条 検討事項

会議は、次の事項を調査、審議する。

- (1) 女性に対する暴力問題に関わる機関相互の連携のあり方について
- (2) 女性に対する暴力問題に関する当面の対策及び中長期的課題について
- (3) その他必要な事項について

第4条 構成

- (1) 会議は、会長及び委員で構成し、委員は別表(1)に掲げる者を充てる。
- (2) 会長は、府民文化部長をもって充てる。
- (3) 会議に、実務者会議座長及び別表(2)に掲げる課等の職員のうち、当該課等の長が指定する者(以下「実務者」という。)で構成する実務者会議を置く。
- (4) 実務者会議座長は、府民文化部男女参画・府民協働課長をもって充てる。

第5条 会議

- (1) 会長は、必要に応じて会議を招集する。
- (2) 会長は、必要に応じて委員以外の者に対して会議への出席を求めることができる。
- (3) 実務者会議座長は、必要に応じて実務者会議を招集する。
- (4) 実務者会議座長は、必要に応じて実務者以外の者に対して実務者会議への出席を求めることができる。

第6条 庶務

会議の庶務は、府民文化部男女参画・府民協働課が行う。

第7条 その他

この要綱で定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要綱は、平成12年 9月26日から施行する。

附 則 この要綱は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成13年 8月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成14年 8月29日から施行する。

附 則 この要綱は、平成14年11月12日から施行する。

附 則 この要綱は、平成16年 6月 8日から施行する。

附 則 この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年12月17日から施行する。

附 則 この要綱は、平成22年4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成23年4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年4月 1日から施行する。

- 附 則 この要綱は、平成25年4月 1日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成26年4月 1日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成28年4月 1日から施行する。
 附 則 この要綱は、平成31年4月 1日から施行する。
 附 則 この要綱は、令和 2年4月 1日から施行する。

別表(1)

政策企画部	青少年・地域安全室	治安対策課長 青少年課長
府民文化部	人権局	人権企画課長 男女参画・府民協働課長
福祉部	地域福祉推進室	社会援護課長 障がい福祉室 障がい福祉企画課長 高齢介護室 介護支援課長 子ども室 家庭支援課長 女性相談センター所長 中央子ども家庭センター所長
健康医療部	保健医療室	保健医療企画課長 地域保健課長 地域保健課長が指定する保健所長 こころの健康総合センター所長
商工労働部	雇用推進室	労働環境課長
教育庁	教育振興室	高等学校課長 支援教育課長 市町村教育室 小中学校課長
警察本部	総務部	府民応接センター所長 生活安全部 生活安全総務課 人身安全対策室 人身安全対策官

別表(2)

政策企画部	青少年・地域安全室	治安対策課 青少年課
府民文化部	人権局	人権企画課 男女参画・府民協働課
福祉部	地域福祉推進室	社会援護課 障がい福祉室 障がい福祉企画課 高齢介護室 介護支援課 子ども室 家庭支援課 女性相談センター 中央子ども家庭センター
健康医療部	保健医療室	保健医療企画課 地域保健課 地域保健課長が指定する保健所 こころの健康総合センター
商工労働部	雇用推進室	労働環境課
教育庁	教育振興室	高等学校課 支援教育課 市町村教育室 小中学校課
警察本部	総務部	府民応接センター 生活安全部 生活安全総務課 人身安全対策室

3. 大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク設置要綱

第1条 設 置

配偶者等からの暴力に関わる取り組み及び活動を行っている機関、団体及びグループのネットワークづくりと暴力の防止及び被害者支援のために必要な連携を図るため、大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク(以下「連絡会」という。)を設置する。

第2条 定 義

配偶者等からの暴力とは、夫・妻・パートナー等からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(精神的暴力、性的暴力など)をいう。

第3条 検討事項

連絡会は、次に掲げる取り組みを行う。

- (1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する相互の連携
- (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する情報交換
- (3) その他必要な事項について

第4条 構 成

- (1) 連絡会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- (2) 連絡会に議長を置き、大阪府府民文化部男女参画・府民協働課長をもって充てる。

第5条 連絡会

- (1) 議長は、必要に応じて連絡会を招集する。
- (2) 議長は、必要に応じて構成員以外の者に対して連絡会への出席を求めることができる。

第6条 庶 務

連絡会の庶務は、大阪府府民文化部男女参画・府民協働課が行う。

第7条 その他

この要綱で定めるもののほか、連絡会の運営に必要な事項は、議長が定める。

附 則 この要綱は、平成 19 年 2 月 2 日から施行する。
 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
 この要綱は、平成 21 年 2 月 19 日から施行する。
 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
 この要綱は、平成 21 年 9 月 25 日から施行する。
 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
 この要綱は、平成 23 年 7 月 11 日から施行する。
 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(別 表)

【行 政】(9)

大阪府	府民文化部男女参画・府民協働課 福祉部子ども室家庭支援課 福祉部大阪府女性相談センター
大阪府警察	生活安全部生活安全総務課
大阪市	市民局市民部ダイバーシティ推進室男女共同参画課
堺市	市民人権局男女共同参画推進部男女共同参画推進課 子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課
大阪法務局	人権擁護部
大阪地方検察庁	総務部

【関係団体】(6)

一般社団法人 大阪府医師会
公益社団法人 大阪府看護協会
一般財団法人 大阪府人権協会
大阪弁護士会
日本司法支援センター大阪地方事務所(法テラス大阪)
日本労働組合総連合会大阪府連合会

【被害者支援団体】(4)

19団体

4. 大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議設置要領

(設 置)

第1条 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の規定に関し、大阪府及び府内市町村の関係する機関が相互に連携し、意見交換、情報提供などを円滑に行い、総合的な施策を着実に推進するため、大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構 成)

第2条 会議は、次の者で構成する。

- (1) 大阪府 府民文化部男女参画・府民協働課長、福祉部子ども室家庭支援課長
- (2) 府内市町村 男女共同参画施策を担当する課長、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策を担当する課長

(議 長)

第3条 会議に議長を置く。

2 議長は、大阪府府民文化部男女参画・府民協働課長をもって充てる。

(会 議)

第4条 議長は、必要に応じて会議を招集する。

2 議長は、必要に応じて第2条に規定する者以外の者に対して会議への出席を求めることができる。

(庶 務)

第5条 会議の庶務は、大阪府府民文化部男女参画・府民協働課が行う。

(その他)

第6条 この要領で定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、議長が定める。

附則 この要領は、平成17年5月11日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年1月3日から施行する。

5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正: 令和元年法律第四十六号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
（婦人相談員による相談等）
- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
（婦人保護施設における保護）
- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。
- 第三章 被害者の保護
（配偶者からの暴力の発見者による通報等）
- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。
（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）
- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）

に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に
おいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている
住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の
住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること
及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被
害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令
の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、
被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を
用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用い
て送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状
態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する
文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十
二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻す
と疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配
偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定に
よる命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えら
れることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が
生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としてい
る住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、
又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命
ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関
係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十
二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行って
いることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされる
ことを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した

裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、 第十一条第二項第二号、第十二 条第一項第一号から第四号まで 及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り 消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解 消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

6. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護等のための施策に関する基本的な方針(概要)

平成25年12月26日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第1号

※ 令和2年3月23日 最終改正

第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成13年4月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成16年5月、平成19年7月、平成26年1月の法改正を経て、令和元年6月、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、被害者の保護に当たり、相互に連携協力を図るべき機関として児童相談所を明記する等の改正が行われた。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが対等な関係性において、必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑法法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設等への紹介等の援助を行うなど、被害者の保護、救済に努める。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必

要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求又は申出については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおけ

る就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民基本台帳への記録がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができると等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連

携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

(5) 連携協力の実効性の向上

配偶者からの暴力対応と児童虐待対応の関係機関の連携協力については、研修の拡充等により、配偶者からの暴力及び児童虐待の特性並びに連携の在り方等に係る理解促進を図り、その実効性を向上させることが必要である。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域

住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向け、地域社会内における加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築についての検討に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが対等な立場で緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

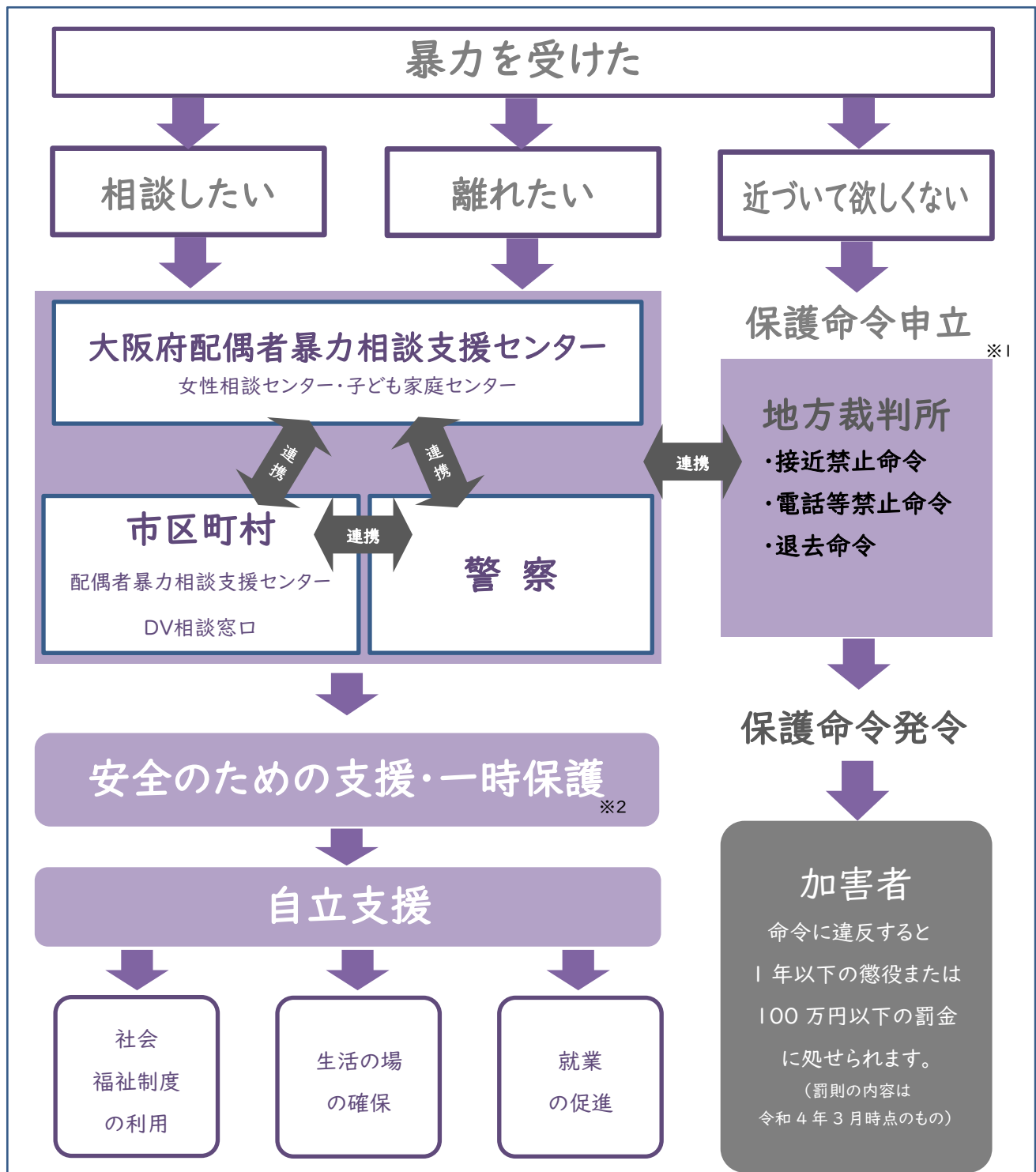
(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

7. 配偶者等からの暴力 (DV) 被害者支援のながれ



※1 保護命令について

地方裁判所に申し立てると加害者に対し保護命令が出されます。

更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに限ります。

種類) 被害者への接近禁止命令、被害者の子・親族等への接近禁止命令、電話等禁止命令、退去命令

※2 一時保護について

配偶者暴力防止法に基づく一時保護は、女性相談センターが行います。

8. 配偶者等からの暴力(DV)に関する相談窓口一覧

大阪府内の配偶者暴力相談支援センター

名称	電話番号	相談受付時間
大阪府女性相談センター	06-6949-6022 06-6946-7890 (FAX) 06-6940-0075 (相談専用)	9:00~20:00 祝日・年末年始を除く
【夜間・祝日DV電話相談】	06-6946-7890 (FAX) 06-6940-0075 (相談専用)	上記以外の時間
【外国人専用電話】 (大阪府外国人情報コーナートリオフオン利用)	06-6949-6181	9:00~17:30 土・日・祝日・年末年始を除く
大阪府中央子ども家庭センター	072-828-0277	9:00~17:45 土・日・祝日・年末年始を除く
大阪府池田子ども家庭センター	072-751-3012	
大阪府吹田子ども家庭センター	06-6380-0049	
大阪府東大阪子ども家庭センター	06-6721-2077	
大阪府富田林子ども家庭センター	0721-25-2065	
大阪府岸和田子ども家庭センター	072-441-7794	
大阪市配偶者暴力相談支援センター	06-4305-0100	9:30~17:00 土・日・祝日・年末年始を除く
堺市配偶者暴力相談支援センター	072-228-3943	9:00~17:30 土・日・祝日・年末年始を除く
すいたストップDVステーション (DV相談室)	06-6310-7113	9:00~17:30 土・日・祝日・年末年始を除く
枚方市配偶者暴力相談支援センター (「ひらかたDV相談室」)	050-7102-3232	9:00~17:30 土・日・祝日・年末年始を除く
茨木市配偶者暴力相談支援センター	072-622-5757	9:00~17:00 日・祝日・年末年始を除く
豊中市配偶者暴力相談支援センター	06-6152-9893	9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始を除く

最寄りの警察署や市区町村DV相談窓口も、配偶者等からの暴力に関する相談に応じています。

緊急時は110番へ。



府民文化部男女参画・府民協働課

〒540-0008 大阪府中央区大手前1-3-49

大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）3 階

TEL 06(6210)9321／ファックス 06(6210)9322